

令和8年度版

杉並区の図書館 ～図書館要覧～



令和8年9月

杉 並 区

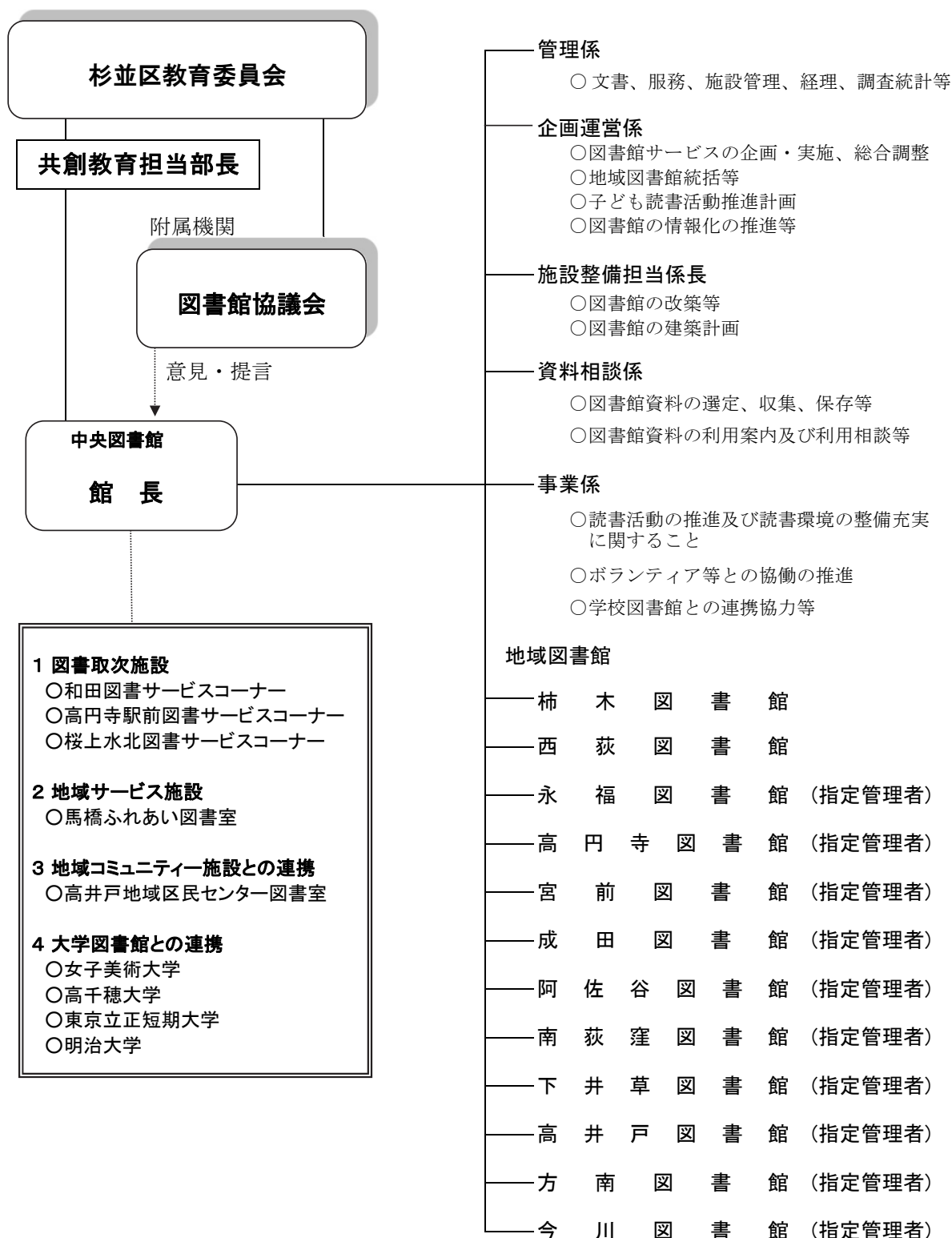
目 次

I	図書館の組織・運営	1
II	施設の概要	4
III	図書館サービス	6
IV	附属機関	17
V	資料・統計	18
VI	計画等	27
VII	杉並区の図書館史（年表）	35
VIII	法・条例・規則等	41

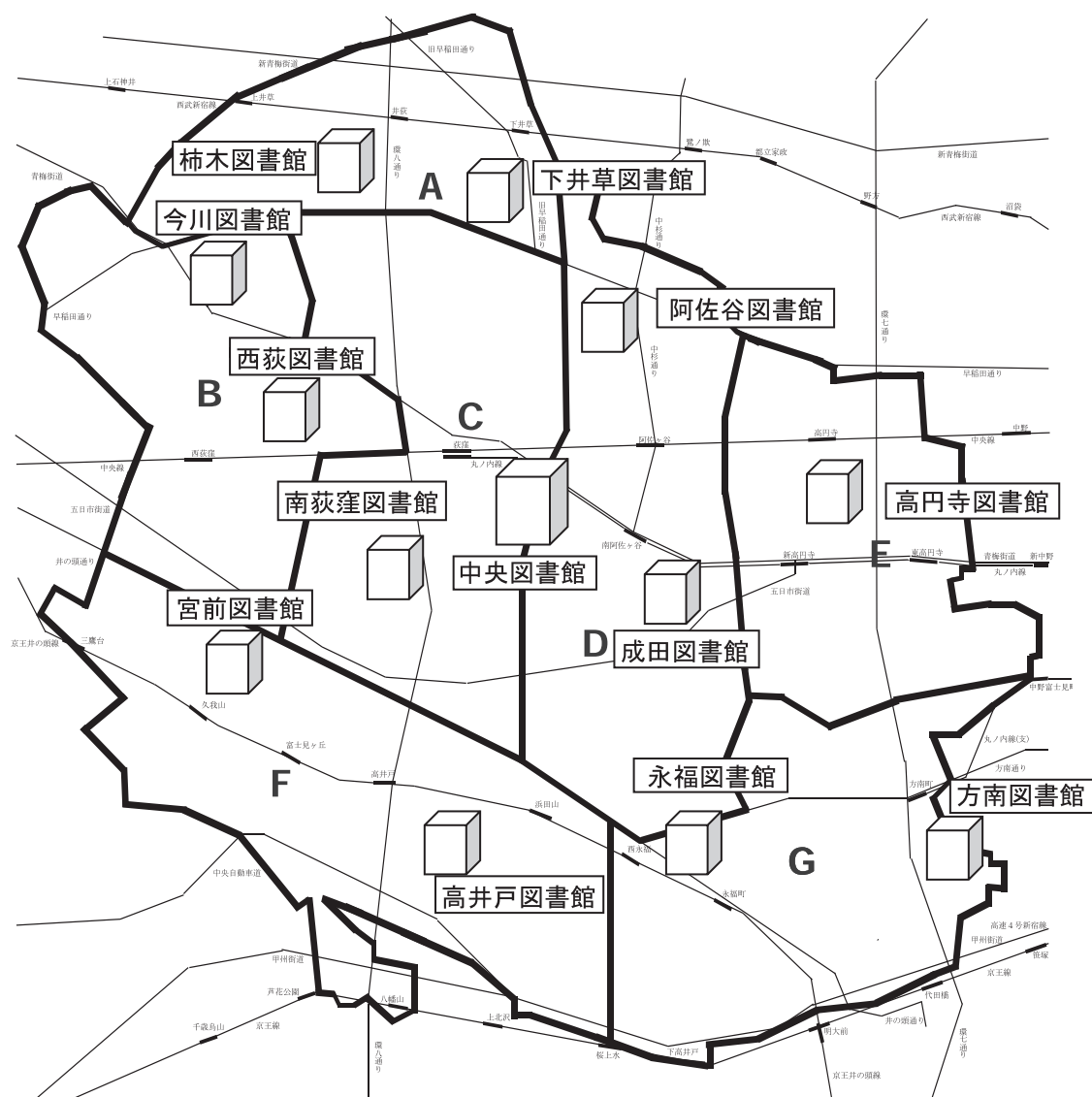
※特に記載がない場合は、最新の内容を掲載しています。

I 図書館の組織・運営

1 杉並区立中央図書館組織図 (令和8年4月1日現在)



2 区立図書館の配置地図



- | | |
|---------|----------|
| A 井草地区 | E 高円寺地区 |
| B 西荻地区 | F 高井戸地区 |
| C 荻窪地区 | G 方南和泉地区 |
| D 阿佐谷地区 | |

3 運営形態

図書館サービスの一層の向上を図るため、平成17年4月から図書館運営業務の委託を開始し、平成19年4月からは指定管理者制度を導入して、事業者の創意工夫により、特色ある図書館運営を目指しています。

令和8年度の運営形態

運営形態	図書館名	事業者名	指定(委託)期間
指定管理	永 福 図書館	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	令和 6年4月1日～ 令和11年3月31日
	高円寺 図書館	すぎはち共創グループ ○(株)東急コミュニティー ○(株)図書館流通センター ○協和産業(株)	令和 7年4月1日～ 令和10年3月31日
	成 田 図書館	(株)ヴィアックス	令和 7年4月1日～ 令和12年3月31日
	阿佐谷 図書館		
	方 南 図書館		
	宮 前 図書館	TRC・大星すぎなみグループ ○(株)図書館流通センター ○大星ビル管理(株)	令和 7年4月1日～ 令和12年3月31日
	高井戸 図書館		
	南荻窪 図書館	TRC・丸善・大星すぎなみグループ ○(株)図書館流通センター ○丸善雄松堂(株) ○大星ビル管理(株)	令和 7年4月1日～ 令和12年3月31日
	下井草 図書館		
	今 川 図書館		
一部業務委託	中 央 図書館	(株)図書館流通センター	令和 7年4月1日～ 令和12年3月31日
区直営	柿 木 図書館	_____	_____
	西 荻 図書館		

※指定管理者制度とは、民間事業者が杉並区に代わって施設の運営と維持管理を一体的に行うことができる制度で、平成15年の地方自治法の改正によって創設されました(地方自治法第244条の2第3項)。図書館では、貸出・返却などの一連の窓口業務のほか、施設の維持管理を行います。

※一部業務委託とは、民間事業者に図書館の窓口業務等を委託して運営を行うものです。

Ⅱ 施設の概要

1 各館の施設概要

図 書 館 名		中 央	永 福	柿 木	高 円 寺	宮 前	成 田
運 営 形 態		直営(一部委託)	指定管理	直営	指定管理	指定管理	指定管理
開 設 年 月 日 (改 築 年 月 日)		昭和57年10月5日 (令和2年9月5日)	昭和40年8月1日 (令和3年4月2日)	昭和40年8月1日	昭和42年11月1日 (令和7年4月1日)	昭和47年11月1日	昭和60年9月3日
敷 地 面 積		5,097.85㎡	2,206.53㎡	1,658.62㎡	3,945.01㎡	1,691.49㎡	974.09㎡
施 設 面 積		延4,397.14㎡	延1,170.13㎡	延1,162.61㎡	延2,289.17㎡	延1,974.02㎡	延851.38㎡
施 設 構 造		鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階 別棟1階	鉄筋コンクリート造 地上3階の2階部分 (コミュニティふらっと、 保育園併設)	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階の 2、3階部分 (コミュニティふらっと、 保育園併設)	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階 (さざんか教室併設)	鉄筋コンクリート造 地上2階
所 在 地		荻 窪 3 - 40 - 23	永 福 3 - 51 - 17	上 井 草 1 - 6 - 13	高円寺南2-40-24	宮 前 5 - 5 - 27	成 田 東 3 - 28 - 5
電 話		3391-5754	3322-7141	3394-3801	3316-2421	3333-5166	3317-0341
F A X		3391-7803	3322-3736	3394-6535	5913-7712	3333-6881	3317-6588
開 館 時 間	平 日 (月 ～ 土)	午前9時～午後8時	午前9時～午後9時	午前9時～午後8時	午前9時～午後9時	午前9時～午後8時	
	日 曜 日 ・ 祝 日	午前9時～午後5時	午前9時～午後9時	午前9時～午後5時	午前9時～午後9時	午前9時～午後5時	
	12月29、30日	午 前 9 時 ～ 午 後 5 時					
休 館 日	毎 月 (祝 日 の 場 合 は 、 翌 日 以 降 の 平 日 が 休 館 日)	毎月第1・3木曜日		毎月第1月曜日・第3木曜日		毎月第1・3木曜日	
	年 末 年 始	12月31日～1月4日					
座 席 数		一般 353(97)	一般 97(61)	一般 93(65)	一般 127(24)	一般 150(42)	一般 32(21)
()内は椅子(ソファ・スツール等)のみで内数 永福・高円寺は「コミュニティふらっと」との共有部分を 除く		児童 52(10)	児童 20(14)	児童 7(3)	児童 60(22)	児童 17(3)	児童 26(20)
特 徴		区制施行50周年の記念施設として昭和57年10月に開館し、令和2年9月にリニューアルオープンしました。閑静な住宅街に位置し、全国でも珍しい図書館と一体となった「読書の森公園」があり、本を借りて公園で読書といった姿も見られます。また、区内の地域図書館を結ぶ要として、中心的な機能を担っており、学校支援や障害者サービスの全館調整も行っています。区内で最も蔵書数が多く、1階には多くの地域資料や参考図書等を取り揃えています。	令和3年4月に永福4丁目から旧永福体育館跡地に、図書館・コミュニティふらっと・保育園の複合施設として移転開館しました。1階には予約資料の受取カウンター、2階には一般書とこどもの本コーナーが配置され、集会施設である3階にも中高生向けの本棚があります。西永福駅・井ノ頭通り・商店街に近い閑静な住宅街にあり、近隣住民のほか社会人や学生の利用も多く、多世代交流の場となっています。	区の北側に位置し、周辺には生産緑地・農地も多く、近郊農村の様相を今も伝えています。敷地内には図書館のシンボル「まめがき」が大きく育っています。まわりの緑に囲まれ、自然環境に恵まれた図書館です。建物は2階建てのクラシックな造りとなっており、1階は雑誌・新聞コーナーと児童室が分かれて配置され、子どもたちは、ゆっくりと本を選ぶことができます。2階には一般書コーナーやYA(ヤングアダルト)コーナーがあり、読書に適した静かな環境が保たれています。	令和7年4月に旧杉並第八小学校跡地に複合施設として移転開館しました。JR中央線と東京メトロ丸ノ内線のほぼ中間に位置し、高南通りから少し入った住宅街にある図書館です。1階は総合案内予約本コーナー、新聞・雑誌が読めるラウンジがあります。地下階にYAと旅行ガイド、2階は「おはなしの部屋」を含む児童コーナー、調べものの部屋と授乳室、児童と親子がくつろぎながら利用できる空間となっています。一般書と杉並資料などが配置された3階には、30席を超える「調べもののコーナー」とすぎはち公園を見渡せる閲覧席があり、じっくりと読書に親しむことができます。	武蔵野の緑が残る閑静な住宅地にあり、明治以前の日本文学を多く収集しています。中2階には、階段の踊り場を利用したスペースがあり、時期や話題に合わせたテーマを設け、関連資料を展示したり、座席を設置し、ゆったりある読書空間を形成しています。また、3階にある読書室は区立図書館の中で一番の広さで、いつも学生や社会人で賑わっています。館の南側では春の桜、秋の紅葉も楽しめます。	区のほぼ中心に位置し、閑静な住宅街の中にあります。敷地内にはクルメツツジやキンシバイ、ウェストリンギアなど季節により花を咲かせています。蔵書は芸術関係(美術・音楽・工芸等)の資料を多く収集しています。また、「中高齢者の生活支援」「子育て応援」をテーマとした資料のコーナーを設置しています。年間を通して、幅広い世代へ向けたイベント、ご近所さんを講師に迎えた講座など、気軽に寄れる地域の文化交流拠点となっています。
交 通		JR中央線・東京メトロ丸ノ内線、「荻窪駅」南口から新宿方面に向かって徒歩10分	京王井の頭線「西永福駅」北口から徒歩5分、京王バス「西永福」バス停から徒歩3分	西武新宿線「井荻駅」から徒歩8分、JR中央線「荻窪駅」からバスで、下井草駅又は井荻駅行き「清水3丁目」バス停から徒歩5分、JR中央線「西荻窪駅」から井荻駅行き「今川1丁目」バス停から徒歩3分	JR中央線「高円寺駅」から徒歩8分、東京メトロ丸ノ内線「新高円寺駅」から徒歩8分	京王井の頭線「久我山駅」から徒歩8分、関東バス(荻窪駅北口～立教女学院)「水道道路東」バス停から徒歩3分	東京メトロ丸ノ内線「南阿佐ヶ谷駅」から徒歩10分、関東バス(中野駅～吉祥寺駅)「成田東三丁目」バス停から徒歩5分、南北バス「すぎ丸」(阿佐ヶ谷駅～浜田山駅)「杉並税務署」バス停から徒歩4分

西 荻	阿 佐 谷	南 荻 窪	下 井 草	高 井 戸	方 南	今 川
直 営	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理
平成2年5月5日	平成5年2月11日	平成5年11月23日	平成9年5月1日	平成10年5月1日	平成17年11月3日	平成19年12月16日
1,223.08㎡	1,138.95㎡	1,008.93㎡	1,193.36㎡	13,574.10㎡	1,877.62㎡	1,680.66㎡
延1,195.38㎡	延1,086.67㎡	延1,061.24㎡	延1,104.30㎡	延1,622.89㎡	延815.16㎡	延1,096.04㎡
鉄筋コンクリート造 地上2階	鉄筋コンクリート造 地上2階	鉄筋コンクリート造 地上2階	鉄筋コンクリート造 地上2階	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階 (中学校併設)	鉄筋コンクリート造 地上2階の1階部分 (保育園併設)	鉄筋コンクリート造 地上2階 (ゆうゆう館併設)
西 荻 北 2－33－9	阿佐谷北3－36－14	南 荻 窪 1－10－2	下 井 草 3－26－5	高井戸東1－28－1	方 南 1－51－2	今 川 4－12－10
3301－1670	5373－1811	3335－7377	3396－7999	3290－3456	5355－7100	3394－0431
3301－5292	5373－1810	3335－7755	3396－8098	3290－3356	5355－7125	3394－0436
午 前 9 時 ～ 午 後 8 時						午前9時～午後9時
午 前 9 時 ～ 午 後 5 時						
午 前 9 時 ～ 午 後 5 時						
毎月第1・3 木曜日	毎月第1月曜日・第3木曜日		毎月第1・3 木曜日	毎月第1月曜日・第3木曜日		
12月31日～1月4日						
一般 44(32)	一般 43(13)	一般 43(20)	一般 33(13)	一般 34(12)	一般 34(11)	一般 47(16)
児童 28(20)	児童 22(10)	児童 28(12)	児童 19(10)	児童 16(12)	児童 29(13)	児童 19(8)
荻窪八幡神社の南側に位置し、善福寺川が流れる閑静な住宅地の一角にあります。1階には一般書・雑誌・新聞、2階には児童書コーナーがあります。ボランティアの方によるお話し会、東京女子大学や近隣の団体との協働による講演会など、様々な行事を行っています。また、毎月テーマを決めて図書の展示も行っています。歴史、地理・地史・紀行に関する図書を幅広く収集しています。	阿佐谷北の中杉通りから少し住宅街に入ったところにあります。1階一般コーナーには、井伏鱒二を中心とした阿佐ヶ谷会や阿佐ヶ谷・荻窪界隈に住んだ文士達の資料を集めた「阿佐ヶ谷文士村コーナー」や就活・起業、ワークライフバランスなどに関する資料を集めた「就労支援コーナー」を常設しています。2階児童コーナーには、阿佐ヶ谷文士の児童書を集めた「こどもぶんしむらコーナー」や子育て世代向けの資料を集めた「子育て支援コーナー」を常設しています。	南荻窪の閑静な住宅街にある静かな図書館です。1階には植物と動物が描かれたステンドグラスがあります。「自然・環境」をテーマに、幅広く関連図書を集めているのが特徴です。1階の一般フロアと2階の児童フロアには、「環境コーナー」を常設しています。このほか、1階に特集コーナー、2階に児童特集コーナーを設け、各月のテーマに沿って関係資料を展示しています。	下井草の緑に囲まれた閑静な住宅街の中にある落ち着いた外観の図書館です。1階の一般書フロア、2階の児童書・育児書フロアに分かれています。「いまこそ、教養」をテーマに古今東西の名著を集めた「名作文庫」、10代におすすめする本を集めた「YAコーナー」のほか、「認知症コーナー」や「名誉区民・小柴昌俊博士コーナー」など様々なテーマの特集棚を展開しています。	高井戸中学校の敷地の一部を活用した図書館です。そのため、YA向けの本の充実を図り、魅力あるサービスを展開しています。また、子育てコーナーを常設し、あかちゃんおはなし会や子育て講座の開催など、子育て世代の支援にも力を入れています。周辺は住宅街で緑も多く、ベビーカーや車いすの方も安心してご利用いただけます。	区の南東の隅、中野区・世田谷区・渋谷区との区境に位置し、旧方南幼稚園の跡地に建てられた図書館です。私立むさしの保育園方南分園との併設施設という環境を活かして、所蔵の約45%が児童書であり、子育て支援に力を入れています。館内は完全バリアフリーのため、ベビーカーや車いすの方も安心してご利用いただけます。地域の憩いの場所として、工作会・人形劇・落語や乳幼児向けおはなし会を行っています。	都立善福寺公園や井草八幡宮がある区の北西に位置し、緑が多く残る閑静な住宅街の一角にあります。ゆうゆう今川館との併設施設で、「世代間交流」を重点課題とし、一年を通じて大人から子どもまで楽しめる様々な展示やイベントを行っています。1階には一般書とYAコーナーがあり、YA掲示板や漫画コーナーもあります。2階は児童書コーナーと読書バリアフリーを目指すコーナー「みんなの棚」と「りんごの棚」があり、LLブックや点字の読み物、外国語絵本などがあります。
JR中央線「西荻窪駅」北口から徒歩12分、JR中央線「荻窪駅」からバスで「荻窪警察署前」バス停から徒歩6分	JR中央線「阿佐ヶ谷駅」北口から徒歩12分	JR中央線「荻窪駅」南口から関東バスで「川南」バス停から徒歩5分	西武新宿線「下井草駅」から徒歩5分、関東バス(荻窪駅北口～下井草駅)(阿佐ヶ谷駅～石神井公園駅)で「下井草郵便局」バス停から徒歩3分	京王井の頭線「高井戸駅」から徒歩11分、「浜田山駅」から徒歩7分	東京メトロ丸ノ内線「方南町駅」から徒歩14分、都営バス・京王バス(阿佐ヶ谷駅～渋谷駅)「釜寺」バス停から徒歩5分	JR中央線・東京メトロ丸ノ内線「荻窪駅」北口から関東バスで「井草八幡宮」バス停から徒歩5分、JR中央線「西荻窪駅」北口から関東バスで「今川四丁目」バス停から徒歩7分

Ⅲ 図書館サービス

図書館が実施しているサービスは、図書館資料の提供をはじめ、レファレンスサービス、児童・青少年や障害者向けサービス、学習機会（講座・講演会等）の提供があります。

図書館では、中央図書館と各地域図書館（12館）が連携して、これらのサービスの充実に努めています。（各サービスの利用実績等はP.18「V資料・統計」参照）

1 一般向けサービス

図書館の資料は、どなたでも閲覧することができます。利用登録をして「図書館利用カード」をお持ちの方は、資料の貸出しや館内のインターネット閲覧用パソコンを利用することができます。「図書館利用カード」は、区内の各図書館・図書サービスコーナー・ふれあい図書室・高井戸地域区民センター図書室共通で利用できます。

利用登録

- 利用登録できるのは、杉並区在住・在勤・在学、隣接区市（練馬区・中野区・渋谷区・世田谷区・武蔵野市・三鷹市）在住の方です。
- 利用登録申請は、ご本人が館内の利用者用端末機（OPAC: Online Public Access Catalog）か杉並区立図書館ホームページで仮登録を行った後、各図書館窓口にて本人確認をしたうえで本登録を行います。

貸出

（1）貸出冊数と期間

区 分	貸出冊数	貸出期間
本（雑誌・紙芝居含む）	15冊以内	15日間
CD・カセットテープ・レコード	4点以内	

（2）視聴覚資料の所蔵館

区 分	所 蔵 館
CD・カセットテープ・レコード	中央図書館
CDのみ	西荻図書館 阿佐谷図書館 南荻窪図書館 下井草図書館 高井戸図書館

（3）貸出期間の延長

予約のない本・CD等は、1冊（点）あたり1回に限り、7日間の貸出期間延長ができます。返却期日の1週間前から返却期日の間に、館内の利用者用端末機（OPAC）、図書館ホームページから手続きする方法、又は各図書館に電話で申し込む方法で手続きができます。

返却

区内の各図書館・図書サービスコーナー・ふれあい図書室・高井戸地域区民センター図書室のどちらでも返却できます。図書館が閉館している場合は、ブックポストへ返却できます（CD・カセットテープ・レコードを除く）。

なお、他の自治体から借り受けた本は、貸出しを受けた館の窓口への返却となります。

資料検索

館内の利用者用端末機(OPAC)、図書館ホームページ等で資料の検索ができます。書名・著者名・主題等から探すことができます。

予約・リクエスト

本・CDが貸出中のとき、図書館には所蔵しておらず、他の図書館から取り寄せたいとき、又は本の購入を希望されるときは、予約・リクエストができます。

館内の利用者用端末機(OPAC)、図書館ホームページ、又は各図書館へ電話で申し込みができます。

本	所蔵本・雑誌	20冊以内
	未所蔵本(杉並区在住の方に限る)	5冊以内 (予約可能冊数 20 冊の範囲内で)
CD	区内所蔵に限る	4点以内

レファレンスサービス

文献調査や調べ物などの相談をお受けし、図書館資料や関連する情報を提供するレファレンスサービスを行っています。各図書館の窓口・電話、又は図書館ホームページで受け付けています。(※利用実績等はP.23参照) また、資料を探すときの手引き「パスファインダー」を作成し、図書館ホームページ上で公開しています。

デジタルアーカイブ

区が保存する地域資料(写真・地図・行政資料・図書・雑誌・新聞等)、文化財、博物館所蔵資料を、インターネット上で検索・閲覧することができる「杉並区デジタルアーカイブ」を公開しています。

コピーサービス

著作権法に規定する範囲内で、図書館資料に限り、1人につき1部コピーができます(有料)。

団体貸出

区内で読書に関する活動を行っている団体、区内に施設を有する保育所・学校へ資料の貸出サービスを行っています。

団体登録は、団体の構成員が5人以上、団体の代表者が区内在住者などの要件を満たす必要があります。代表者が直接図書館窓口申請します。

○団体図書貸出

貸出冊数	1団体 100冊以内
貸出期間	2か月以内

○視聴覚資料(16ミリフィルム)・映写機材の貸出

貸出点数	16ミリフィルム 5タイトル以内
貸出期間	5日間以内

インターネット閲覧用パソコン

インターネット情報を調べたり、オンラインデータベースを利用したりできるパソコンを設置しています。閲覧の際には、窓口で受け付けます。図書館で利用できるデータベースは次のとおりです(原則として1日1回60分)。また、全館でデータベースのプリントアウトサービスを行っています(有料)。

		データベース名	検索内容
中央図書館	閲覧用パソコン 4台	マガジンプラス	雑誌記事の検索
		Web OYA-bunko	週刊誌・総合誌ほかの雑誌記事の検索
		ジャパナレッジ	百科事典・人名事典・現代用語の基礎知識ほかの情報検索
		朝日新聞クロスサーチ	朝日新聞記事の検索
		ヨミダス	読売新聞記事の検索
		マイサク	毎日新聞記事の検索
		ELDB (ELNET)	全国紙・地方紙・専門誌ほかの記事検索
		D1-Law.com	判例や法令の検索
		ブリタニカ・オンライン・ジャパン	百科事典(日本語・英語)の情報検索
		日経テレコン	日本経済新聞記事の検索
		官報情報検索サービス	官報情報の検索
		Sagasokka!	子ども向け総合百科事典の情報検索
		国立国会図書館デジタルコレクション(図書館向けデジタル化資料送信サービス)	国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料の検索
		杉並区デジタルアーカイブ(館内限定公開)	杉並区デジタルアーカイブのうち館内のみで公開されている資料
地域館	閲覧用パソコン 各館2台 ※1 高円寺・西荻・高井戸 ※2 柿木・高円寺・西荻・高井戸 ※3 永福・宮前・方南	マガジンプラス (※1)	雑誌記事の検索
		ジャパナレッジ	百科事典・人名事典・現代用語の基礎知識ほかの情報検索
		朝日新聞クロスサーチ	朝日新聞記事の検索
		ヨミダス	読売新聞記事の検索
		マイサク	毎日新聞記事の検索
		D1-Law.com	判例や法令の検索
		ブリタニカ・オンライン・ジャパン (※2)	百科事典(日本語・英語)の情報検索
		官報情報検索サービス	官報情報の検索
		国立国会図書館デジタルコレクション(図書館向けデジタル化資料送信サービス) (※3)	国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料の検索

インターネット音楽配信サービス

「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」のサービスを利用できます。クラシックを中心に17万枚以上のCDを聴くことができるインターネット音楽配信サービスです。各図書館でIDとパスワードの交付を受けて、ご自宅のパソコンからアクセスし、14日間利用することができます。

(令和7年度のID交付実績:779件)

図書サービスコーナー

区立図書館の利用者サービスを補完する施設として、区民集会所などに図書サービスコーナーを設置しています。

図書サービスコーナーでは、利用者登録、予約資料の貸出と返却ができます。

名 称	所在地	開室時間	休室日
和田図書サービスコーナー	和田2-31-21 和田区民集会所内	(月～土曜日) 午前9時から 午後8時まで (日曜・祝日) 午前9時から 午後5時まで	毎月第1・3月曜日 毎月第3木曜日 年末・年始 (12月28日～ 1月4日) ※第3木曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日が休室日
高円寺駅前図書サービスコーナー	高円寺南4-44-11 4階	(月～土曜日) 午前9時から 午後8時まで (日曜・祝日) 午前9時から 午後5時まで	毎月第1・3木曜日 毎月第3日曜日 年末・年始 (12月28日～ 1月4日) ※第1・3木曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日が休室日
桜上水北図書サービスコーナー	下高井戸1-24-15	(月～土曜日) 午前9時から 午後8時まで (日曜・祝日、 12月29・30日) 午前9時から 午後5時まで	毎月第1・3木曜日 年末・年始 (12月31日～ 1月4日) ※第1・3木曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日が休室日

ふれあい図書室

「ふれあい図書室」は、区立図書館の利用者サービスを補完することを目的とした拠点サービスで、毎週1回開室し、図書の貸出・返却等を行っています。また、平成15年10月からはボランティアとの協働で運営しています。

なお、ふれあい図書室の開室日以外の日には、蔵書の有効利用を図るため、図書は児童館で利用しています。

名 称	所在地	開室日	開室時間
馬橋ふれあい図書室	高円寺北4-2-17 馬橋児童館2階	毎週日曜日(12月28日～1月4日、及び馬橋児童館が指定する日を除く)	午前10時から 午後 4時まで

地域区民センター図書室との連携

区民への図書館サービスの利便性を高めるため、地域区民センター図書室との連携を図っています。

高井戸地域区民センター図書室では、区民センター図書室の図書の利用のほかに、区立図書館の利用者登録、予約資料の貸出と返却ができます。

名 称	所在地	開室時間	休室日
高井戸地域区民センター図書室	高井戸東3-7-5	(月～土曜日) 午前9時から 午後8時まで (日曜・祝日) 午前9時から 午後5時まで	毎月第3月曜日 毎月第3木曜日 年末・年始 (12月28日～1月4日) ※第3木曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日が休室日

区内大学図書館との連携

区立図書館と区内4大学・短期大学は、平成16年7月に相互協力協定を結び、各図書館を相互に開放しています。区民は、各大学図書館で図書資料の閲覧や貸出サービス、簡単な相談をすることができます。

なお、令和元年度末からは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各大学とも区民の図書館利用を停止していましたが、令和5年度以降順次、再開しました。

大学図書館名	所 在 地
女子美術大学 杉並図書館	和田1-49-8
高千穂大学 図書館	大宮2-19-1
東京立正短期大学 図書館	堀ノ内2-41-15
明治大学 和泉図書館	永福1-9-1

大学図書館区民利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登 録 者 数	0 人	0 人	198 人	225 人	169 人
館内閲覧者数	0 人	0 人	2,745 人	4,503 人	3,527 人
貸 出 冊 数	0 冊	0 冊	864 冊	1,332 冊	1,230 冊

(各年度3月末現在)

行事・催し(映画・講演会など)

図書館では、図書館や読書への関心を深めるとともに、地域の教育的・文化的な環境を構築することを目的として、おはなし会・映画会・講演会及び展示などの行事や催しを行っています。

実施実績《令和7年度》

館 名	行事・催し等																		展示会
	おはなし会		映画会				講演会		講座		人形劇		こども会		その他		計		
	回数	人数	一般		児童		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
			回数	人数	回数	人数													
中 央	196	3,290	9	304	12	449	2	49	13	344	1	92	4	128	1	20	238	4,676	57
永 福	108	1,955	0	0	1	82	1	32	10	193	1	30	5	89	10	261	136	2,642	130
柿 木	61	508	8	130	8	232	3	67	1	22	2	57	8	151	6	617	97	1,784	52
高円寺	64	741	4	90	6	132	2	71	0	0	1	72	6	226	1	16	84	1,348	2
宮 前	70	792	1	6	2	49	1	24	6	80	0	0	3	124	42	949	125	2,024	51
成 田	109	1,522	4	82	2	60	3	55	1	16	0	0	4	88	0	0	123	1,823	155
西 荻	114	1,432	0	0	2	53	5	122	0	0	1	33	1	25	13	97	136	1,762	30
阿佐谷	91	1,179	1	21	1	28	2	73	4	53	2	59	4	126	20	457	125	1,996	106
南荻窪	44	352	3	45	1	56	4	67	4	45	0	0	9	192	7	653	72	1,410	66
下井草	107	1,057	3	67	3	68	3	71	10	86	0	0	12	178	3	187	141	1,714	81
高井戸	152	1,931	4	95	5	146	3	78	40	750	1	46	3	67	12	1164	220	4,277	93
方 南	106	1,408	0	0	0	0	1	11	5	68	1	43	9	416	6	95	128	2,041	76
今 川	87	733	0	0	2	30	4	174	7	34	0	0	14	205	5	75	119	1,251	70
合計	1,309	16,900	37	840	45	1,385	34	894	101	1,691	10	432	82	2,015	126	4,591	1,744	28,748	969

※図書館が主催ではない行事・催しも含まれます。

2 障害者向けサービス

障害者サービスとは、視覚・身体障害等がある方を対象に、図書館の資料を提供するサービスです。

障害者用資料の貸出申込は、中央図書館にて電話で受け付けしています。

全図書館に障害の有無にかかわらず誰もが利用できる拡大読書器を設置しています。

障害者サービス利用登録者

事 由 別	人 数
視覚障害	132
肢体不自由、その他	49
合 計	181

(令和8年3月末現在)

点字図書・録音図書・録音雑誌の収集・製作・貸出

中央図書館では、点字図書・録音図書・拡大写本を収集し、視覚障害等がある方に資料を貸し出しています。また、全国にある点字図書館・

公立図書館との間で資料の相互貸借も実施しています。

来館することが困難な障害がある方には録音図書・点字図書・拡大写本のほか一般の図書についても郵送サービスを実施しています。

種 類	貸出数	貸出期間
録音図書・雑誌(音声デージー)	1回10点	30日間以内
点字図書	1回15点	

障害者資料及び貸出実績《令和7年度》

種 別			資料数(保有数)		総貸出数(相互貸借分含)	
			タイトル数	冊(巻・枚)数	タイトル数	冊(巻・枚)数
音 声 資 料	図 書	テープ	268	268	0	0
		DAISY	46	46	121	121
	雑 誌	テープ	0	0	0	0
		DAISY	327	327	493	493
	計		641	641	614	614
点 字 資 料	図 書		347	1,031	6	6
	雑 誌		114	114	0	0
	計		461	1,145	6	6
一 般 図 書			—	1,219	61	137

(令和8年3月末現在)

国会図書館データ送信サービス

種 別	(杉並区)提供資料数	(全国)ダウンロード数
録音図書(音声DAISY)	366	2,239

(令和8年3月末現在)

※ダウンロード数は、サピエ図書館(点字図書や録音図書などの書誌データベース)ダウンロード数も含む

全国の図書館等で製作された視覚障害者等向けの資料を、国立国会図書館が収集し、インターネットを通じて全国の図書館や視覚障害等がある利用者に提供するサービスです。

区はデータ提供館として、このサービスに参加協力しています。

対面朗読サービス

障害者サービス利用登録者に対して、朗読者が各図書館の対面朗読室で図書の朗読を行っています(事前予約制)。

対面朗読サービス実施状況 《令和7年度》

図書館名	対面朗読			録 音	
	利用者数	朗読者数	利用時間	利用件数	利用時間
中 央	53	53	88	0	0
永 福	11	11	22	0	0
高円寺	0	0	0	0	0
宮 前	1	1	2	0	0
成 田	0	0	0	0	0
西 荻	9	9	18	0	0
阿佐谷	0	0	0	0	0
南荻窪	0	0	0	0	0
下井草	0	0	0	0	0
高井戸	28	28	56	0	0
方 南	0	0	0	0	0
今 川	2	2	4	0	0
合 計	104	104	190	0	0

(令和8年3月末現在)

※柿木図書館には対面朗読室がありません。

3 児童・青少年向けサービス

児童向けには、絵本や読み物、紙芝居、調べものの本等をそろえるほか、おはなし会や工作会等の行事も開催しています。青少年(YA※)向けには、一般書や児童書の中から選んだ、小説や進路、職業その他様々なジャンルの本を集めたYAコーナーを設けています。

また、6月を杉並区子ども読書月間と定め、読書支援のイベントや記念行事を行っています。

※YA(ヤングアダルト)とは、10代の主に中学生・高校生世代のこと。

あかちゃんタイム

乳幼児連れでも、他の利用者に気兼ねすることなく図書館を利用できるよう、子どもの泣き声などに他の利用者の理解を求める時間帯として「あかちゃんタイム」を設けています。平成23年度から実施し、利用しやすい環境づくりに努めています。

ブックスタート

ブックスタートは、絵本を通して保護者と赤ちゃんが楽しいひとときを過ごすことを支援する事業です。区では、区内5保健センターで行われる4か月児健診受診者に、絵本とブックスタートのメッセージが入ったブックスタートパックをボランティアと協働で手渡しています。また、保健センターで受け取れなかった方には、図書館の窓口で同パックを手渡しています。

配布実績

(個)

	配布総数	配 布 場 所					
		保 健 セ ン タ ー					図 書 館
		荻窪	高円寺	高井戸	上井草	和泉	
令和7年度	3,529	1,080	767	868	393	415	6
令和6年度	3,448	1,031	918	689	392	405	13
令和5年度	3,713	1,159	748	958	424	407	17
令和4年度	3,925	1,236	795	1,028	431	413	22
令和3年度	4,064	1,298	810	963	441	450	102

(各年度3月末現在)

地域・家庭文庫への支援

地域・家庭文庫では、区内の有志の方々が、継続的に自宅等で、周辺の児童等を対象に図書の貸出しを行っています。図書館では、地域・家庭文庫に対して図書の貸与を行い、支援しています。

貸与実績 《令和7年度》

地域・家庭文庫名	所 在 地	代 表 者	貸与冊数
バンビぶんこ	高井戸東4丁目	澁 川 慧 子	61
ポケット文庫	天沼1丁目	湯 沢 朱 実	0
ポプラ文庫	井草1丁目	小 塩 園 子	62
ジルベルト文庫	高井戸西3丁目	柴 田 由紀子	55
ちいさいおうち文庫	今川3丁目	坪 内 美津子	57
このあの文庫	本天沼1丁目	小 宮 由	42
子どもの本の家ちゅうりっぷ	下井草2丁目	神 保 和 子	57

学校との連携

区立学校への司書全校配置が実現し、調べ学習資料貸出が図書館の学校支援の重要な柱になっています。中学生の職場体験受入や出張ブックトークの実施など、今までの支援を継続するとともに、学校と図書館が連携する参加型の事業も増えてきています。

○図書館と学校の連携事業の主な例

- ・ 中学生による幼児・小学生への読み聞かせ
- ・ 児童・生徒のおすすめの本紹介 POP、授業で制作した作品の図書館展示
- ・ 図書館主催による近隣の学校司書との連絡会

実施実績《令和7年度》

(回)

館 名	調べ学習資料 貸出※1	ブックトーク※2	職場体験	図書館見学
中 央	265	3	7	7
永 福	196	3	4	6
柿 木	15	27	3	2
高円寺	71	0	5	4
宮 前	46	5	5	7
成 田	182	4	2	4
西 荻	86	0	2	2
阿佐谷	87	0	4	6
南荻窪	52	26	1	1
下井草	32	3	3	2
高井戸	137	0	4	11
方 南	30	0	2	0
今 川	76	0	4	2
合 計	1,275	71	46	54

※1 調べ学習資料貸出…児童・生徒が授業で副教材として使用する図書資料の貸出

※2 ブックトーク…あるテーマに沿って複数の本の内容を紹介し、読書意欲を起こさせる活動

4 杉並区立図書館のコンピュータシステム

システムの構築

区立図書館では、昭和58年度にコンピュータシステムを導入し、翌年度には全館オンラインシステムを稼働しました。

現在は、館内の利用者用端末機（OPAC）、図書館ホームページからの蔵書検索や予約サービス、インターネットメールによるレファレンスサービス、自動貸出機によるセルフサービス等も行っています。

利用者用端末機等設置状況

(台)

設 置 場 所	利用者用端末機	インターネットPC	自動貸出機
中 央 図 書 館	11	4	6
永 福 図 書 館	6	2	4
柿 木 図 書 館	5	2	3
高円寺 図 書 館	6	2	5
宮 前 図 書 館	6	2	3
成 田 図 書 館	5	2	2
西 荻 図 書 館	6	2	3
阿佐谷 図 書 館	5	2	4
南 荻 図 書 館	5	2	3
下井草 図 書 館	6	2	3
高井戸 図 書 館	6	2	3
方 南 図 書 館	5	2	2
今 川 図 書 館	6	2	3
和 田 図 書 S C	1	—	—
高円寺駅前 図 書 S C	1	—	—
桜上水北 図 書 S C	1	—	—
高井戸地域区民センター 図書室	2	—	—
合 計	83	28	44

※ S C…サービスコーナー

IV 附属機関

図書館協議会

区立図書館では、図書館法第16条に基づき、中央図書館長の諮問機関として昭和57年から図書館協議会を設置しています。

平成18年12月に図書館条例等の改正を行い、平成19年度から公募委員制を導入し、区民参画の推進を図るとともに、図書館が実施する経営評価に対し協議会において提言ができるようにするなど、新たな図書館協議会として生まれ変わりました。

第22期杉並区立図書館協議会委員名簿(令和8年7月現在)

◎会長 ○副会長

区 分	氏 名	所 属 等
学校教育関係者	鈴木 知 徳	杉並区教育委員会事務局教育総務課職員
	石 田 富士子	杉並区立済美教育センター職員
社会教育委員	荻 上 健太郎	杉並区社会教育委員
社会教育団体関係者	滝 田 恵 子	杉並文庫・サークル連絡会会員
区内大学図書館関係者	三 浦 太 郎	明治大学教授
家庭教育の向上に資する活動を行う者	増 田 由巳子	高円寺地区地域教育推進協議会事務局長
利用者団体関係者	澤 村 奈津子	科学読物研究会会員
学識経験者	◎日 向 良 和	都留文科大学教授
	○松 林 麻実子	筑波大学講師
	児 玉 閱	鶴見大学教授
公 募	内 山 宙	杉並区民
	岡 村 實	
	門 間 裕 子	

令和7年度図書館協議会開催状況

回	開催年月日	審 議 事 項
1	令和7年 6月28日	報告案件 4件
2	令和7年10月 4日	報告案件 3件
3	令和8年 1月24日	報告案件 2件

V 資料・統計

1 各館部門別蔵書構成

	中 央		馬橋ふれあい		永 福		柿 木		高 円 寺		宮 前		成 田	
	蔵書冊数	構成比 (%)	蔵書冊数	構成比 (%)	蔵書冊数	構成比 (%)	蔵書冊数	構成比 (%)	蔵書冊数	構成比 (%)	蔵書冊数	構成比 (%)	蔵書冊数	構成比 (%)
0 総 記	9,119	1.3%	11	0.4%	1,534	1.5%	1,940	1.8%	1,767	1.5%	1,895	1.7%	1,278	1.5%
1 哲 学	21,726	3.0%	3	0.1%	2,200	2.2%	2,391	2.2%	2,497	2.1%	2,676	2.4%	1,907	2.2%
2 歴 史 ・ 地 理	39,813	5.5%	7	0.2%	3,641	3.6%	4,333	4.1%	3,726	3.1%	4,377	3.8%	3,394	3.9%
3 社 会 科 学	59,417	8.2%	29	1.0%	7,628	7.6%	6,778	6.4%	9,272	7.7%	6,200	5.5%	5,681	6.5%
4 自 然 科 学	25,452	3.5%	11	0.4%	3,490	3.5%	5,423	5.1%	4,902	4.1%	4,747	4.2%	3,478	4.0%
5 技 術	23,670	3.3%	220	7.4%	4,706	4.7%	4,636	4.4%	5,040	4.2%	4,747	4.2%	4,347	5.0%
6 産 業	11,102	1.5%	16	0.5%	1,792	1.8%	1,648	1.5%	2,095	1.7%	1,288	1.1%	1,526	1.7%
7 芸 術	42,466	5.8%	33	1.1%	4,837	4.8%	5,822	5.5%	6,362	5.3%	5,796	5.1%	6,890	7.9%
8 言 語	6,327	0.9%	1	0.0%	1,008	1.0%	949	0.9%	1,232	1.0%	1,535	1.3%	1,118	1.3%
9 文 学	118,027	16.2%	590	19.9%	15,116	15.1%	18,698	17.6%	18,858	15.7%	20,254	17.8%	14,784	16.9%
文 庫 ・ 新 書	64,752	8.9%	0	0.0%	13,235	13.2%	15,412	14.5%	15,772	13.2%	19,963	17.6%	10,718	12.2%
そ の 他	61,373	8.4%	0	0.0%	5,165	5.2%	5,843	5.5%	4,902	4.1%	5,238	4.6%	2,743	3.1%
小 計	483,244	66.5%	921	31.0%	64,352	64.2%	73,873	69.5%	76,425	63.8%	78,716	69.2%	57,864	66.0%
雑 誌	72,982	10.0%	10	0.3%	3,833	3.8%	2,739	2.6%	3,269	2.7%	4,775	4.2%	1,744	2.0%
児 童	170,441	23.5%	2,037	68.6%	32,035	32.0%	29,727	28.0%	40,102	33.5%	30,244	26.6%	28,117	32.1%
合 計	726,667	100.0%	2,968	100.0%	100,220	100.0%	106,339	100.0%	119,796	100.0%	113,735	100.0%	87,725	100.0%

※中央には、団体貸出用図書を含む。

※構成比の内訳は、小数点第一位まで表示している。そのため、端数処理の関係で、内訳の和が100%にならない場合がある。

(冊)

西 荻		阿 佐 谷		南 荻 窪		下 井 草		高 井 戸		方 南		今 川		合 計	
蔵書冊数	構成比 (%)	蔵書冊数	構成比 (%)	蔵書冊数	構成比 (%)	蔵書冊数	構成比 (%)	蔵書冊数	構成比 (%)	蔵書冊数	構成比 (%)	蔵書冊数	構成比 (%)	蔵書冊数	構成比 (%)
2,400	1.8%	1,518	1.3%	1,471	1.3%	1,841	1.5%	1,665	1.4%	1,366	1.2%	2,407	2.2%	30,212	1.5%
2,862	2.2%	3,165	2.8%	2,390	2.1%	2,602	2.2%	2,680	2.2%	2,073	1.9%	3,911	3.6%	53,083	2.6%
7,885	6.1%	3,918	3.4%	4,185	3.6%	3,817	3.2%	4,944	4.0%	3,998	3.6%	4,364	4.0%	92,402	4.4%
8,299	6.4%	6,528	5.7%	6,605	5.7%	7,882	6.5%	8,432	6.8%	8,136	7.4%	6,053	5.5%	146,940	7.1%
4,973	3.8%	4,628	4.1%	5,044	4.3%	5,035	4.2%	5,430	4.4%	4,074	3.7%	5,063	4.6%	81,750	3.9%
5,961	4.6%	5,395	4.7%	7,302	6.3%	5,767	4.8%	6,608	5.4%	5,725	5.2%	5,798	5.3%	89,922	4.3%
2,066	1.6%	2,315	2.0%	2,107	1.8%	3,936	3.3%	2,375	1.9%	2,030	1.8%	2,492	2.3%	36,788	1.8%
7,814	6.0%	5,555	4.9%	6,607	5.7%	6,554	5.4%	8,881	7.2%	4,744	4.3%	7,344	6.7%	119,705	5.8%
1,391	1.1%	1,327	1.2%	1,569	1.4%	1,122	0.9%	2,099	1.7%	1,271	1.2%	1,458	1.3%	22,407	1.1%
17,496	13.4%	20,418	17.9%	19,298	16.6%	18,169	15.0%	18,373	14.9%	11,640	10.6%	13,843	12.7%	325,564	15.6%
16,200	12.4%	10,533	9.2%	13,601	11.7%	18,325	15.2%	17,345	14.1%	9,735	8.9%	16,268	14.9%	241,859	11.6%
6,421	4.9%	7,544	6.6%	5,840	5.0%	5,144	4.3%	5,172	4.2%	3,422	3.1%	3,969	3.6%	122,776	5.9%
83,768	64.4%	72,844	63.8%	76,019	65.4%	80,194	66.4%	84,004	68.2%	58,214	53.0%	72,970	66.8%	1,363,408	65.5%
3,346	2.6%	2,822	2.5%	3,127	2.7%	4,744	3.9%	3,534	2.9%	2,189	2.0%	3,123	2.9%	112,237	5.4%
43,034	33.1%	38,466	33.7%	37,029	31.9%	35,856	29.7%	35,591	28.9%	49,405	45.0%	33,112	30.3%	605,196	29.1%
130,148	100.0%	114,132	100.0%	116,175	100.0%	120,794	100.0%	123,129	100.0%	109,808	100.0%	109,205	100.0%	2,080,841	100.0%

(令和8年3月末現在)

2 図書館利用状況の推移

内容 \ 年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人 口 (外国人を含む)		570,925人	572,468人	574,841人	579,634人	584,351人
蔵書冊数	一 般 図 書	1,369,727冊	1,359,671冊	1,366,150冊	1,357,855冊	1,363,408冊
	児 童 図 書	603,002冊	602,485冊	602,993冊	603,632冊	605,196冊
	雑 誌	115,788冊	112,267冊	113,560冊	113,514冊	112,237冊
	計	2,088,517冊	2,074,423冊	2,082,703冊	2,075,001冊	2,080,841冊
貸 出 登 録 者 数		163,016人	163,553人	158,059人	156,810人	161,654人
個 人 貸 出 人 数		1,384,689人	1,295,539人	1,282,792人	1,277,418人	1,365,544人
個 人 貸 出 冊 数		4,851,359冊	4,436,596冊	4,330,697冊	4,200,367冊	4,127,072冊
登録者1人当り年間貸出冊数		29.8冊	27.1冊	27.4冊	26.8冊	25.5冊
団 体 貸 出 冊 数		220,969冊	237,801冊	229,097冊	227,543冊	228,589冊
区 民 1 人 当 り 蔵 書 数		3.66冊	3.62冊	3.62冊	3.58冊	3.56冊
区民1人当り年間貸出冊数		8.50冊	7.75冊	7.53冊	7.25冊	7.06冊
図 書 1 冊 当 り 年 間 貸 出 数		2.32回	2.14回	2.08回	2.02回	1.98回

※各年度3月末現在(人口は翌年度の4月1日現在)

※貸出登録者数は未利用者を含む全登録者数

3 地域別人口・貸出登録者数・登録率《令和7年度》

(人)

地 域	人 口	貸出登録者数	登 録 率 (%)	地 域	人 口	貸出登録者数	登 録 率 (%)
方 南	13,751	3,204	23.3	下 井 草	18,659	5,728	30.7
和 泉	28,951	6,069	21.0	上 井 草	16,040	4,710	29.4
下 高 井 戸	20,610	3,282	15.9	善 福 寺	12,313	3,235	26.3
永 福	16,113	4,478	27.8	松 庵	11,039	2,785	25.2
浜 田 山	16,981	5,199	30.6	宮 前	19,310	6,208	32.1
和 田	20,245	3,443	17.0	久 我 山	20,594	5,141	25.0
堀 ノ 内	20,360	3,831	18.8	高 井 戸 東	20,171	5,912	29.3
松 ノ 木	7,785	1,919	24.6	高 井 戸 西	11,420	2,703	23.7
大 宮	3,457	939	27.2	上 高 井 戸	12,381	1,583	12.8
梅 里	8,350	1,765	21.1	合 計	584,351	148,201	25.4
高 円 寺 南	32,328	6,091	18.8	杉並区以外			
高 円 寺 北	16,572	2,915	17.6				
阿 佐 谷 南	19,529	4,596	23.5	世 田 谷 区	—	1,910	—
阿 佐 谷 北	25,030	6,626	26.5	中 野 区	—	5,355	—
天 沼	16,047	4,149	25.9	練 馬 区	—	2,408	—
本 天 沼	11,789	3,471	29.4	渋谷 区	—	397	—
成 田 西	9,184	2,642	28.8	武 蔵 野 市	—	879	—
成 田 東	23,425	7,604	32.5	三 鷹 市	—	957	—
荻 窪	25,914	8,781	33.9	そ の 他	—	1,547	—
南 荻 窪	14,514	4,587	31.6	合 計	—	13,453	—
上 荻 窪	13,911	3,733	26.8	総 合 計	—	161,654	—
西 荻 南	12,159	2,923	24.0	※人口は令和8年4月1日現在(地域別人口には外国人を含む) ※貸出登録者数は、令和8年3月末現在 ※その他は、隣接区市以外に在住の杉並区在勤・在学者数			
西 荻 北	17,461	4,694	26.9				
今 川	9,679	3,281	33.9				
清 水	8,845	2,407	27.2				
桃 井	11,790	3,464	29.4				
井 草	17,644	4,103	23.3				

4 館別貸出登録者数・貸出人数冊数《令和7年度》

館 名		貸 出 登 録 者 数			個 人 貸 出 人 数			個 人 貸 出 冊 数			団 体 貸 出	
		総 数	一 般	児 童	総 数	一 般	児 童	総 数	一 般	児 童	登録団体数	貸出冊数
中 央 館	中 央	35,339	32,714	2,625	238,807	211,987	26,820	632,508	525,514	106,994	25	3,956
	団 体 貸 出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	315	64,211
	馬 橋 ふ れ あ い	—	—	—	96	90	6	348	328	20	—	—
①小 計		35,339	32,714	2,625	238,903	212,077	26,826	632,856	525,842	107,014	340	68,167
地 域 館	永 福	13,499	12,010	1,489	101,157	87,276	13,881	300,620	244,257	56,363	106	14,591
	柿 木	7,050	6,096	954	70,552	59,049	11,503	232,105	175,724	56,381	61	15,321
	高 円 寺	13,518	12,083	1,435	125,559	106,206	19,353	333,119	261,347	71,772	82	16,543
	宮 前	10,929	9,586	1,343	99,427	84,560	14,867	349,562	268,447	81,115	103	15,455
	成 田	8,977	7,777	1,200	80,494	69,630	10,864	256,962	204,887	52,075	92	17,182
	西 荻	10,125	9,081	1,044	80,093	70,487	9,606	245,472	200,678	44,794	50	7,441
	阿 佐 谷	10,329	9,218	1,111	91,239	80,305	10,934	271,348	222,132	49,216	64	9,654
	南 荻 窪	7,317	6,361	956	66,222	55,112	11,110	209,618	161,266	48,352	37	10,101
	下 井 草	9,548	8,298	1,250	84,351	70,722	13,629	277,207	215,152	62,055	42	9,726
	高 井 戸	11,398	10,025	1,373	83,632	72,764	10,868	266,539	213,033	53,506	109	21,306
	方 南	8,593	7,341	1,252	64,705	53,265	11,440	229,743	175,415	54,328	74	14,635
	今 川	7,980	6,773	1,207	81,433	68,203	13,230	257,248	198,869	58,379	49	8,467
②小 計		119,263	104,649	14,614	1,028,864	877,579	151,285	3,229,543	2,541,207	688,336	869	160,422
計 (①+②)		154,602	137,363	17,239	1,267,767	1,089,656	178,111	3,862,399	3,067,049	795,350	1,209	228,589
他	和田図書サービスコーナー	417	389	28	14,609	13,860	749	38,297	35,822	2,475	—	—
	高円寺駅前図書サービスコーナー	1,357	1,323	34	19,264	18,573	691	44,814	41,983	2,831	—	—
	桜上水北図書サービスコーナー	826	796	30	16,757	15,731	1,026	39,486	35,884	3,602	—	—
	高井戸地域区民センター図書室	4,452	3,865	587	47,147	41,658	5,489	142,076	116,251	25,825	—	—
③小 計		7,052	6,373	679	97,777	89,822	7,955	264,673	229,940	34,733	—	—
合 計 (①+②+③)		161,654	143,736	17,918	1,365,544	1,179,478	186,066	4,127,072	3,296,989	830,083	1,209	228,589

(令和8年3月末現在)

5 予約、リクエスト・相互貸借

予約、リクエストとは、貸出中の図書の予約を受け付けたり、図書館に所蔵していない本への要望にお応えすることです。区立図書館にあるものを取り寄せるほか、他自治体の図書館や都立図書館・国会図書館からも借り受けてご希望の資料を提供しています。また、区立図書館に所蔵していないものについては、資料収集基準等に照らし合わせたうえで購入し、蔵書の充実を図っています。

予約貸出冊数(過去5年間の推移) (冊)

年 度	自区内処理	都立図書館等	合 計	年間貸出冊数	予約の割合
令和7年度	1,691,349	7,937	1,699,286	4,127,072	41.2%
令和6年度	1,724,722	9,022	1,733,744	4,200,367	41.3%
令和5年度	1,740,301	8,848	1,749,149	4,330,697	40.4%
令和4年度	1,800,803	8,482	1,809,285	4,436,596	40.8%
令和3年度	1,924,530	8,639	1,933,169	4,851,359	39.8%

(各年度3月末現在)

図書館別相互貸借実績《令和7年度》

(冊)

館 名	都立図書館等 協力(借受)
中 央	1,398
永 福	756
柿 木	512
高 円 寺	695
宮 前	652
成 田	562
西 荻	793
阿 佐 谷	446
南 荻 窪	433
下 井 草	386
高 井 戸	612
方 南	429
今 川	263
合 計	7,937

相互貸借自治体別実績《令和7年度》

(冊)

自治体名等	借 受	貸 出	自治体名	借 受	貸 出
都 立	619	0	三 鷹 市	13	15
国 会	5	0	青 梅 市	3	17
国・都 計	624	0	府 中 市	47	37
練 馬 区	844	1,977	昭 島 市	2	45
中 野 区	827	1,570	調 布 市	20	32
板 橋 区	1,172	1,217	町 田 市	28	19
豊 島 区	727	669	小 金 井 市	2	8
ブロック計	3,570	5,433	小 平 市	17	14
千代田区	62	77	日 野 市	26	25
中 央 区	61	88	東村山市	6	23
港 区	218	194	国分寺市	4	15
新 宿 区	137	183	国 立 市	2	5
文 京 区	156	244	福 生 市	14	3
台 東 区	35	63	狛 江 市	2	11
墨 田 区	236	170	東大和市	17	7
江 東 区	278	271	清 瀬 市	0	26
品 川 区	110	197	東久留米市	0	33
目 黒 区	441	142	武蔵村山市	0	7
大 田 区	293	187	多 摩 市	36	34
世田谷区	245	491	稲 城 市	6	14
渋谷区	98	102	羽 村 市	1	9
北 区	243	83	あきる野市	7	18
荒 川 区	232	142	西 京 市	23	66
足 立 区	209	115	瑞 穂 町	0	1
葛 飾 区	192	219	日 の 出 町	0	1
江戸川区	153	200	桧 原 村	0	0
区 部 計	3,399	3,168	奥多摩町	0	1
八王子市	21	51	市 部 計	313	581
立 川 市	7	20	東京都以外	31	21
武蔵野市	9	24	合 計	7,937	9,203

6 レファレンスサービス

「言葉の意味や語源を調べたい」、「調べものの資料を探している」などのご相談に、お求めの資料の紹介や、調べ方の案内などを行っています。

各図書館の窓口でお気軽にご相談ください。

電話や、図書館ホームページからも受け付けています。

レファレンスサービス受付件数《令和7年度》

中央図書館 (件)	
調査内容別	件 数
所 蔵 調 査	2,308
参 考 調 査	495
合 計	2,803

(件)	
受付方法別	件 数
窓 口	2,220
電 話	479
ホームページ	104
合 計	2,803

※所蔵調査…………… 書名・著者名・出版社名などが明確になっており、その資料がどこで所蔵しているか調べるもの

※参考調査…………… あるテーマや調べる目的について、関連する資料や情報を紹介するもの

地域図書館 (件)	
館 名	件 数
永 福	1,587
柿 木	2,422
高 円 寺	5,716
宮 前	963
成 田	1,509
西 荻	1,919
阿 佐 谷	1,106
南 荻 窪	1,049
下 井 草	781
高 井 戸	2,137
方 南	1,783
今 川	1,640
合 計	22,612

7 収 集

購入・寄贈・除籍冊数《令和7年度》

(冊)

館 名	購入冊数				寄贈冊数				除籍冊数
	総 冊 数	内 訳			総 冊 数	内 訳			総 冊 数
		一 般	児 童	雑誌		一 般	児 童	雑誌	
中 央	12,768	7,867	1,497	3,404	1,574	1,009	255	310	11,324
団体貸出	1,392	4	1,388	0	0	0	0	0	946
馬橋ふれあい	50	4	42	4	0	0	0	0	18
小 計	14,210	7,875	2,927	3,408	1,574	1,009	255	310	12,288
永 福	5,816	2,531	1,574	1,711	1,215	953	240	22	6,675
柿 木	5,892	2,944	1,377	1,571	323	206	39	78	5,340
高円寺	5,773	2,776	1,376	1,621	393	276	37	80	3,775
宮 前	5,984	2,844	1,490	1,650	576	373	137	66	10,071
成 田	5,658	2,782	1,265	1,611	340	288	40	12	6,661
西 荻	5,609	2,678	1,321	1,610	333	235	68	30	7,161
阿佐谷	5,819	2,923	1,242	1,654	386	290	77	19	5,252
南荻窪	5,914	2,745	1,457	1,712	512	422	71	19	9,363
下井草	5,862	2,760	1,343	1,759	465	313	100	52	4,992
高井戸	5,849	2,808	1,504	1,537	635	519	68	48	7,386
方 南	5,728	2,462	1,615	1,651	432	273	152	7	5,627
今 川	6,128	2,931	1,549	1,648	386	297	63	26	5,825
小 計	70,032	33,184	17,113	19,735	5,996	4,445	1,092	459	78,128
合 計	84,242	41,059	20,040	23,143	7,570	5,454	1,347	769	90,416

分 担 収 集

区では、地域図書館ごとに主題分野を分担して、蔵書の収集に当たっています。これにより、図書館全体の収集タイトル数の増加を図っています。

館 名	分担収集する主題分野一覧（数字は日本十進分類法による分類番号）
中 央	参考図書、郷土資料、行政資料
永 福	社会科学（30～32政治・法律）
柿 木	総記（00）、自然科学（40～48）、医学・薬学（49）
高円寺	社会科学（34～39財政・民俗学ほか）、スポーツ（78）
宮 前	文学（91日本文学 明治以前）
成 田	芸術（70～77）、諸芸・娯楽（79）
西 荻	歴史（20～28）、地理・地史・紀行（29）
阿佐谷	文学（91日本文学 大正以降）
南荻窪	技術・工学・工業（50～58）、家政学・生活科学（59）
下井草	産業（60～69）
高井戸	言語（80～89）、文学（90、92～99外国文学）
方 南	社会科学（33経済）
今 川	総記（01～09）、哲学（10～15）、宗教（16～19）

8 視聴覚資料・機材の貸出

視聴覚資料関係のサービスには、個人を対象とするものと、団体を対象とするものがあります。

個人には、CD(コンパクトディスク)やカセットテープの試聴・貸出のサービスを行っています。

また、団体には、16ミリ映写機・16ミリフィルム・スクリーンを貸し出しています。

視聴覚資料の館内利用状況

館 名	令和6年度(人)	令和7年度(人)	対前年度比(%)
中 央	81	159	196%
西 荻	0	0	0%
阿佐谷	0	0	0%
南荻窪	27	8	30%
下井草	0	0	0%
高井戸	12	12	100%
合 計	120	179	149%

16ミリ映画フィルム及び機器等の利用状況

区 分	保有数 (点)	貸 出 数	
		令和6年度	令和7年度
16ミリ映写機	9	6 件 (6 点)	4 件 (4 点)
16ミリフィルム	288	6 件 (17 点)	4 件 (13 点)
スクリーン	4	0 件 (0 点)	0 件 (0 点)

※保有数は、令和8年3月末現在

9 視聴覚資料の所蔵数及び利用状況

貸出実績等《令和7年度》 (点)

館 名	分 類	所蔵数 (A)	貸出数 (B)	回転数 (B)/(A)
中 央	C D	10,454	39,738	1.36
	カセットテープ	424		
	レコード	1,245		
西 荻	C D	5,094		
阿佐谷	C D	3,376		
南荻窪	C D	4,048		
下井草	C D	2,401		
高井戸	C D	2,173		
合 計		29,215		

※所蔵数は、令和8年3月末現在

10 図書館ホームページアクセス数

《令和7年度実績》 (回)

月	アクセス数	1日当たりの平均
4月	2,893,477	96,449
5月	2,884,386	93,045
6月	2,515,418	83,847
7月	2,763,731	89,153
8月	2,915,500	94,048
9月	2,693,827	89,794
10月	2,642,579	85,244
11月	2,569,826	85,661
12月	2,669,751	86,121
1月	2,685,239	86,621
2月	2,598,305	92,797
3月	2,659,889	85,803
合計	32,491,928	89,019

※トップページのほか詳細検索やマイライブラリ等へのアクセス数

VI 計画等

1 杉並区立図書館サービス基本方針

平成24年度に策定した基本方針が令和4年度に最終年度を迎えたことから、今後10年の図書館運営の方向性を示した、新たな「杉並区立図書館サービス基本方針」を策定しました。

杉並区立図書館サービス基本方針（令和5年3月） 図書館から広がる知と対話～学びの場・知の共同体・楽しい交流空間～

I 新たな図書館サービス基本方針の策定について

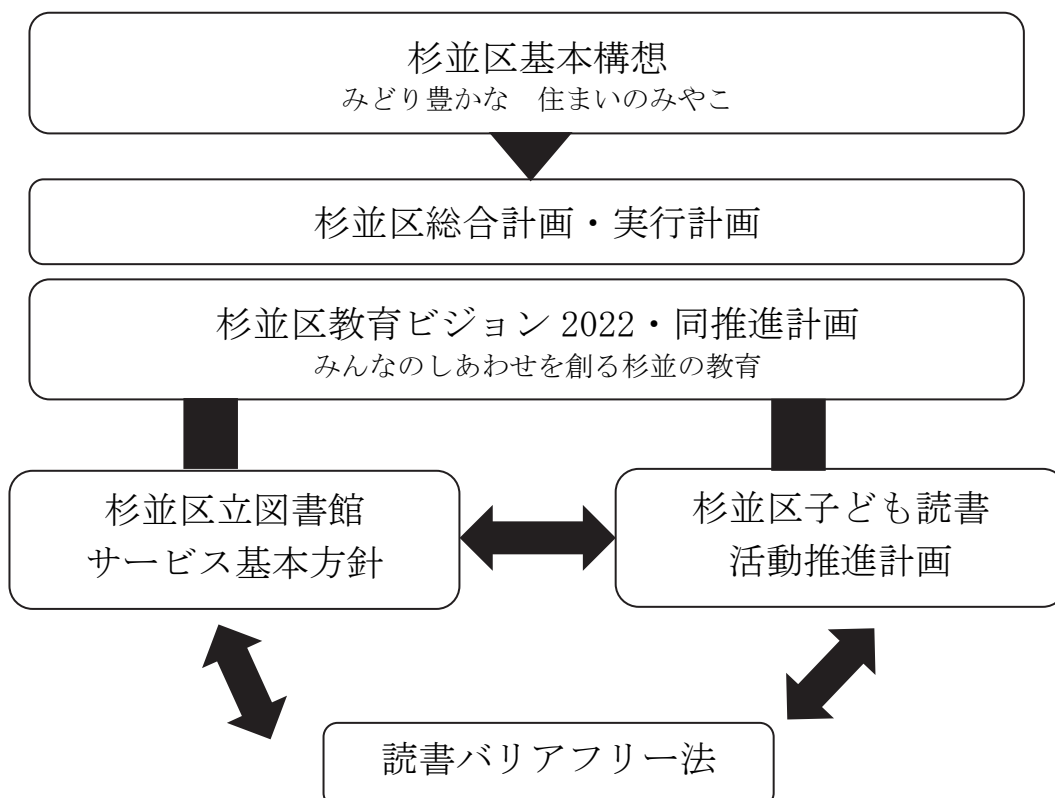
1 策定の趣旨

平成24（2012）年度から令和3（2021）年度にかけて10年間の「杉並区基本構想（10年ビジョン）」及び「杉並区教育ビジョン」の策定を受け、図書館においても10年後のあるべき姿、図書館像を描き、そこに到達するための課題を明らかにした上で、計画的に事業に取り組むことを目的として「図書館サービス基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

令和4年度が本方針の最終年度であり、新たな区の基本構想及び教育ビジョンがスタートしたことから、現方針の達成状況を踏まえ、新たな10年の方針としての策定を行いました。

2 位置づけ

本基本方針は、杉並区基本構想、杉並区総合計画・実行計画、杉並区教育ビジョン2022・同推進計画との整合性を図るとともに、「杉並区子ども読書活動推進計画」及び令和元年（2019年）に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」という。）等を踏まえ、策定を行いました。



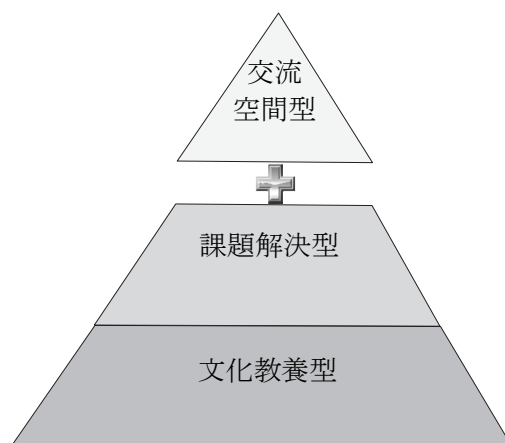
3 基本的な考え方

旧基本方針では、「図書館は進化する～学びの場・知の共同体・楽しい交流空間～」という考え方のもとで、「10年後の図書館像」を描き、その3つの視点「学びの場」「知の共同体」「楽しい交流空間」についてそれぞれ「10年後の姿」と「取組の方向」を示しました。

また、「文化教養型」施設としての役割を担ってきた図書館が、「課題解決型」施設としての役割を重視されるようになり、さらに「交流空間型」施設としての役割が求められていることを踏まえて、「10年後の図書館像」を描きました。

新たな基本方針の策定にあたり、この「10年後の図書館像」を「杉並区立図書館の将来像」（概ね10年後）とし、3つの視点と役割を継続した上で、それぞれの視点についての「将来像」と「取組の方向性」を示すこととしました。

また、「杉並区教育ビジョン 2022」に示された、「人生100年時代を自分らしくいきいきと生きるための学びを支援する」「学びを通して誰一人取り残されない社会を実現するための条件と環境を整える」「教育の当事者が増え、学びの成果の贈り合いが広がるよう支援する」という視点を取り入れるとともに、デジタル技術のさらなる活用や、「読書バリアフリー法」に基づいた、誰もが読書を楽しみ、必要な情報にアクセスできるような環境整備の視点も取り入れました。



4 杉並区立図書館の将来像

上記のような考え方に基づき、新たな「杉並区立図書館の将来像」（概ね10年後）を描いています。

杉並区立図書館の将来像
○ 人生100年時代を自分らしく生きるための「学びの場」となっています。
○ 地域の情報拠点、ネットワークの拠点として整備され、地域の人々が集い、学び、活躍する「知の共同体」となっています。
○ 家庭や学校・職場と並ぶ「第三の場（サードプレイス）」となり、そこから図書館に集う人々の「楽しい交流空間」が生まれ、「知」と「対話」が広がっています。

II 3つの視点と取組の方向性

1 「学びの場」としての図書館

図書館本来の機能である資料提供や調査相談業務を着実に行之、あらゆる世代、あらゆる情報ニーズに応えられる「学びの場」としての役割を担っていきます。

【将来像】

- 様々な資料や情報を提供するとともに、情報を吟味して適切に使いこなす能力が向上しています。
- 子どもの時期から継続的な読書習慣を養う場となり、生涯にわたる図書館利用へとつながっています。
- 図書館利用が困難な人に対しても、サービスを提供できるようになっています。

【取組の方向性】

- (1) 学びを支える資料をさらに充実するとともに、館内でデジタル機器を快適に利用できるよう環境整備や、商用データベースによる電子情報の提供についても利用の拡大を図ります。
- (2) 専門性の高い司書によるレファレンスサービスの利用をより一層促進するとともに、資料・情報を効率よく入手し活用するためのメディア情報リテラシー※の向上を支援します。
- (3) 子どもたちが乳幼児期から本に親しみ、自ら学ぶ力を身に付けられるような環境の整備と読書に親しむ機会の提供を、地域や学校、子育て支援施設と連携して行います。
- (4) 高齢や障害等で読書や来館が困難な方に対して、一人ひとりの状況に合うバリアフリー図書等の資料やメディアの収集を行うとともに、利用しやすい書架の工夫や、PR、利用案内の媒体となる印刷物や図書館ホームページ等のアクセシビリティの向上を図ります。

※メディア情報リテラシー(Media and Information Literacy)：あらゆるコミュニケーション手段を用いて情報を見つけ、評価し、応用し、創造する能力。

2 「知の共同体」としての図書館

個人や地域の団体が、学びや活動の成果を共有し、新たな知の生産につながるよう、図書館がその機会や場を創っていきます。また、区の関係部署や関係団体との連携により、杉並の歴史的・文化的資料の蓄積と、資料へのアクセス環境を整備し、次世代への知の継承を行います。

【将来像】

- 図書館が学びや活動の成果を共有する場＝「知の共同体」となり、対話を通して新たな学びや知の生産が行われています。
- 杉並の歴史的・文化的資料の幅広い収集及びデジタル化による保存・提供が進み、「知の継承」が行われています。

【取組の方向性】

- (1) 地域在住の専門家や地域で活動する団体との協働による講演会や展示会を行い、参加者との対話により新たな学びや活動へとつながるような場を提供していきます。
- (2) 杉並の歴史的・文化的資料について、区の関係部署、区内団体との連携の下での幅広い収集とデジタルアーカイブの作成による保存と活用を行います。

3 「楽しい交流空間」としての図書館

図書館では、読みたい本や調べるための資料を提供するだけでなく、人との出会いの場の創出も行っています。図書館での事業やボランティア活動への参加を通して、共通の興味・関心をもつ多世代の人との交流が生まれるような、新たな居場所としての役割を広げていきます。

【将来像】

- 図書館の様々な事業やボランティア活動に参加する多世代の人々の間で、対話と交流が生まれています。
- 図書館が家庭や学校・職場とは別の心の拠り所としての「第三の場(サードプレイス)」となっています。
- 誰もが気軽に立ち寄れ、人々と交流をしたり、読書や調べものをしたりすることができる環境が整っています。

【取組の方向性】

- (1) 図書館サービスの充実や多様化に向けて、多くの人が図書館の活動に主体的に参画し、活躍できるよう、ボランティアとの協働をさらに進めていきます。
- (2) 本との出会いの機会を創出するとともに、家庭や職場では出会えない人との対話が生まれ、新たな興味や関心が広がっていくような取組を行います。
- (3) 誰もが気軽に立ち寄れ、ゆっくりと読書が楽しめる居心地のよい場となるよう、静かに読書を楽しむためのサイレントルーム等、ユニバーサルデザインを取り入れた利用しやすい施設、設備を整えます。

III 取組推進のための基盤整備

1 関係機関との協働

図書館の将来像の実現に向けて、さらなる関係機関や地域との連携が重要となります。区の生涯学習施設である社会教育センター、郷土博物館及び区内の大学図書館や関係団体との協働により、多世代が交流する事業、杉並の歴史的・文化的資料を活用した事業等を実施するとともに、杉並の歴史的・文化的資料の収集・保存・提供をデジタル技術の活用により進めていきます。

さらに、区立をはじめとした区内学校の図書館との連携をさらに進めることで、学校教育への支援と生涯にわたる図書館利用へのきっかけづくりを行います。

2 専門家・ボランティアの育成・活用

「学びの場」としての図書館では、一人ひとりのニーズに合った資料の提供や調査研究等の学びの支援が求められます。そのためには、豊富な資料の知識と情報探索能力を有する専門性の高い司書の確保とその資質向上を図っていく必要があります。

また、地域で活躍する区民や専門家による講座・講演会や資料展示等を実施することにより、杉並の文化・歴史についての知識の提供や知の継承を行っていきます。

さらに、図書館活動の充実には、ボランティアの協力が欠かせないことから、図書館でのボランティア活動に関する講座の開催等により、新たな人材の募集や活動への支援を行っていきます。

3 利用者ニーズの把握と効果的なPR

令和4年6月に実施した「区政モニターアンケート」では、図書館を「全く利用したことがない」と回答した人のうち、理由として「図書館を利用する必要性を感じないため」と回答した人は42.4%でした。来館者への「利用者満足度調査」でも、レファレンスサービス等の各種サービスについて「利用したことはない」理由には、「利用しなくても支障がない」が多くなっています。

図書館を利用する必要性を感じていない人や来館していても様々なサービスを利用したことがない人に対して、その理由や原因の分析とニーズの掘り起こしを行います。その上で、興味をひくような事業を企画し、図書館利用方法やサービスの活用方法の案内を強化することで、利用を喚起していきます。また、PRについては、デジタル環境を活用した効果的な手法についても検討し、実施していきます。

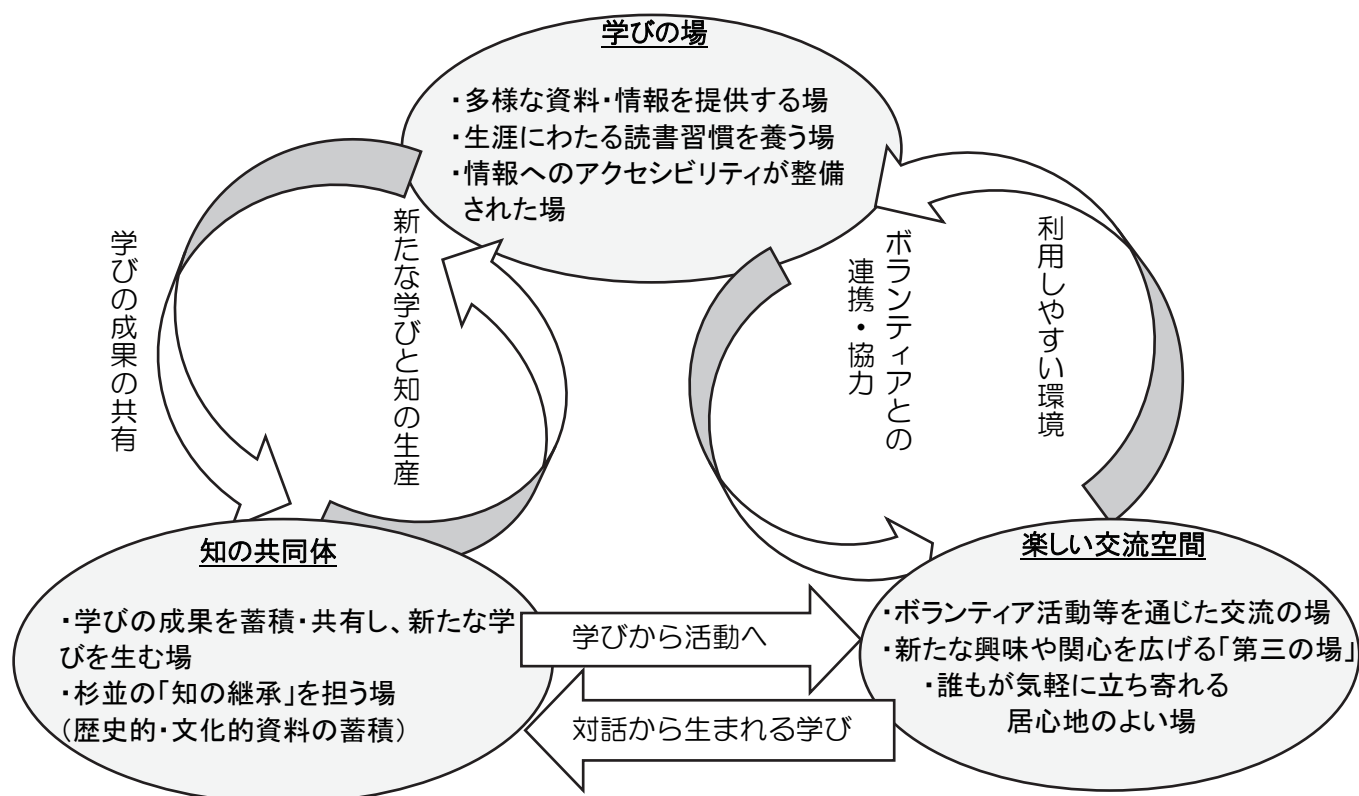
さらに、読むことや来館に困難を抱える人に対しては、学校や高齢者施設、障害者施設、国際交流関係団体等との連携を進め、図書館でのサービスについての情報提供を、デジタル媒体を活用して行います。

IV 目標の実現に向けて

取組を進めていくにあたっては、全館で長期・中期・短期の目標を設定し、成果の振り返りと検証を行い、新たな目標と改善策を導き出していきます。

また、毎年行う図書館サービス評価により進捗状況を確認するとともに、各館の進んだ取組について共有し、杉並区全体の図書館サービスの向上を図っていきます。

さらに、図書館協議会から評価や助言を受けるとともに、利用者を含め区民からの意見や要望を集める機会を設け、取組に反映していきます。



2 杉並区子ども読書活動推進計画

「杉並区子ども読書活動推進計画」は、令和6年5月に改定しました。計画の要旨は以下のとおりです。

(要旨)

○ 計画の性格

「杉並区子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定した計画です。平成15年に計画を策定し、実態に即した計画としていくため、定期的な見直しを行うこととしています。

本計画は0歳から概ね18歳までの子どもを対象とし、読書活動を活発に進めるための施策の方向性や取組を示したものです。

○ 計画期間

3年間（令和6年度～8年度）

○ 基本的考え方

読書活動は生涯にわたって大切なものであり、子どもたちが様々なことに好奇心を持ち、探究心を深めて学ぶために必要となる継続的な読書習慣を子どもの時期から養うことが重要です。

乳幼児期のわらべうたや読み聞かせによって、本を読むことを楽しみ、読書習慣を形成するとともに、必要な情報を読み取る力を身に付けることができるよう、発達段階や興味関心に合わせた読書活動を推進していきます。

また、地域・家庭・子育て関連施設・学校・図書館等が連携し、読書活動を子どもの発達段階に合わせて点から線、面へと広げていきます。そのために必要な読書環境の整備についても、各施設で取り組んでいきます。

なお、本計画での「読書」とは、物語をはじめ知識の本や事典等のあらゆるジャンルの図書や、雑誌、新聞等を読むこと、また紙以外の媒体（電子媒体等）を使って読むこと等を広く含むものとします。

① 子どもの読書機会の提供

家庭、地域、学校において、子どもが本に触れ、読書に親しむ機会を積極的に提供するために、本が子どもの身近にある環境づくりや、様々な読書活動を進めていきます。

② 利用しやすい施設づくりの推進

子どもにとって利用しやすい施設とするため、各施設の改修・改築の機会を捉えて施設・設備の工夫に努めます。

③ 地域ぐるみの読書活動推進体制の充実

地域社会全体で子どもの読書活動を支えていくため、区立図書館（以下、「図書館」という。）を中心とし、関係行政機関、NPOや地域で活動するボランティア等との連携を図ります。

④ 子どもの読書活動推進のための人材育成

図書館職員や学校司書の専門性の向上を図るとともに、ボランティアとして図書館、学校及び地域で子どもの読書活動に関わる人材を育成します。

⑤ 保護者等への読書活動の理解促進と支援

保育園、児童館、保健センター等の関係機関が連携・協力し、家庭における子どもの読書活動の大切さを保護者や周囲の大人に伝えていきます。

また、出産を控えた家庭や、乳幼児の保護者に対する、子育てに関連する図書資料や乳幼児対象のブックリスト等の情報提供を通して、図書館における子育て支援を図ります。

○ 計画の目標

本計画では、「家庭や地域、学校、図書館等が連携し子どもの読書環境を整備するとともに、読書活動を活発にするための取組を進めることで、発達段階に応じた読書習慣を育み、読書が好きな子どもを増やしていくこと」を目標とし、目標を達成するため、次の2つの指標を設定し、取組を進めていきます。

① 指標1：小・中学生の未読者の割合

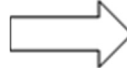
国の「全国学力・学習状況調査」の「児童・生徒質問紙調査」を活用し、小学校6年生、中学校3年生が1日に読書をした時間についての設問※に「全くしない」と回答した割合を「未読者率」として設定し、令和5年度調査の実績の3割減を目標値とします。

<小・中学生の未読者の割合>					
令和5年度（2023年度） 実績				令和8年度（2026年度） 目標値	
小学校6年生	17.1%			小学校6年生	12.0%
中学校3年生	31.4%			中学校3年生	22.0%

※国の調査における設問：「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（電子書籍の読書も含みます。教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます）」

② 指標2：読書が好きな小学生・中学生の割合

指標1と同様の調査において、「読書は好きですか」という問いに対して「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合とし、令和5年度調査の実績の2割増を目標値とします。

<読書が好きな小・中学生の割合>					
令和5年度（2023年度） 実績				令和8年度（2026年度） 目標値	
小学校6年生	74.4%			小学校6年生	89.3%
中学校3年生	63.6%			中学校3年生	76.3%

○ 重点的取組

①図書館での乳幼児への支援の充実
子どもの読書活動の推進には、乳幼児期での保護者への働きかけが重要となります。ブックスタート事業をきっかけとして、図書館利用へとつないでいき、フォローアップ事業としてのあかちゃんおはなし会や保護者向けの講座を通して、読書の大切さや絵本の楽しさを保護者に伝えていきます。また、図書館で定期的に設定している「あかちゃんタイム」が親子の居場所や交流の場となるよう、取組を進めていきます。 また、乳幼児期の読書を支えるため、子育て関連施設の職員や図書館ボランティアへの読み聞かせ等の研修支援を行います。
②学校図書館を活用した読書活動の充実
区立小・中学校では、読書活動や探究学習での学校図書館の活用が進んでいます。読書の楽しさを知り、様々な資料を読み、その質を向上させるために、読書時間の確保や興味・関心を広げるための読書活動、また個人に合わせた読書指導に取り組んでいきます。また、1人1台専用タブレット端末を使った電子情報の活用や読書イベント等も行います。
③中学生・高校生世代に向けた読書活動の推進
読書や図書館利用が減っていく世代に向けては、図書館内でYA(ヤングアダルト)コーナーや多目的室の開放によるスペースの確保や、学校と連携した読書活動に取り組んでいきます。高校生世代については、図書館の団体貸出や職場体験をきっかけとして、学校との連携に取り組むとともに、ゆう杉並（児童青少年センター）との連携による働きかけを進めていきます。
④特別な配慮を必要とする子どもの読書環境の整備・充実
読むことや本を手取ることに困難を抱える子どもや、学校や図書館へ来られない子ども、日本語の本を読むことが難しい子どもたちに向けて、読みやすい本や音声資料、点字資料等を揃え、利用しやすい棚や読書スペースの整備を行います。また、読みたい資料を手元に届けるための配送方法についても検討を始めます。

Ⅶ 杉並区の図書館史(年表)

年	事 項	内 容
昭和 21 年 (1946)	東京都立杉並図書館の開設	10 月・設立許可を得て、阿佐ヶ谷 1-725 阿佐ヶ谷青年学校内に開設。
昭和 25 年 (1950)	杉並区立杉並図書館の発足	10 月・東京都は日比谷図書館を除く区部所在の図書館を区に移管、同日付をもって区立杉並図書館として発足。杉並区立図書館条例・施行規則を定める。 区立阿佐ヶ谷中学校内、開架方式、館外貸出 1 人 1 回 2 冊 10 日間とする。
昭和 27 年 (1952)	杉並図書館の新築開館	5 月・荻窪 3-47-3 に杉並図書館を新築し開館する。旧館閉館移転。自由開架方式を採用する。 7 月・新居格文庫を開設する。
昭和 28 年 (1953)	杉並区立公民館を併設	11 月・杉並図書館敷地内に杉並区立公民館を併設する。
昭和 29 年 (1954)	開架から閉架に	4 月・図書の亡失対策のため閉架方式に転換する。
昭和 31 年 (1956)	児童図書の貸出開始	4 月・児童図書の貸出は認められていなかったが、一般図書同様貸出を認めることとなる。
昭和 33 年 (1958)	分館の開設	4 月・初めての分館を杉並区立第三小学校内に開設する(旧高円寺図書館敷地)。
昭和 36 年 (1961)	杉並図書館の増築	4 月・杉並図書館の読書室(閲覧室)を増築する。
昭和 38 年 (1963)	選択委員会要綱の制定	4 月・図書館資料選択委員会要綱を定める。
昭和 40 年 (1965)	永福図書館・柿木図書館の 同日開館	8 月・永福図書館、柿木図書館新築落成、8 月 1 日をもって開館する(開架方式を採用)。
昭和 42 年 (1967)	高円寺図書館の開館	11 月・高円寺図書館新築落成、11 月 1 日をもって開館する(開架方式を採用)。 全図書の貸出冊数を 1 人 1 回 3 冊 10 日間に改める。
昭和 46 年 (1971)	杉並図書館を開架方式に	4 月・前年の一部開架に続き全面開架方式に改める。
昭和 47 年 (1972)	宮前図書館の開館	11 月・宮前図書館の新築落成、11 月 1 日をもって開館する(開架方式を採用)。
昭和 48 年 (1973)	貸出冊数の増加と運営改善 方向の検討	4 月・貸出冊数を 1 人 1 回 5 冊 15 日間に改める。 団体貸出 1 団体 100 冊 1 か月以内とする。 11 月・杉並区立図書館プロジェクトチーム「これからの杉並の図書館」をとりまとめ報告する。
昭和 51 年 (1976)	統一休館日の設定	4 月・全館の統一休館日を毎週月曜日、毎月 15 日、祝日とする。
昭和 52 年 (1977)	移動図書館の運行開始	4 月・移動図書館「たびびとくん」の運行を開始する。 ・地域・家庭文庫育成事業を開始する。

昭和 53 年 (1978)	児童室の午前閉室	4 月・土・日及び春・夏・冬の学校の休校期間を除き、各館とも午前中は児童室を開室する。
昭和 55 年 (1980)	中央図書館建設協議会の 発足	2 月・区制 50 周年記念中央図書館建設協議会が発足する。
昭和 56 年 (1981)	中央図書館建設協議会が報 告書を提出 中央図書館基本設計・実施 設計まとまる 電算システム部会の発足	3 月・仮称杉並区立中央図書館建設計画に関する報告書を提出し、引き続き中央図書館建設基本設計案の検討を行う。 3 月・1 月末の基本設計案のまとめに引き続き、3 月末日をもって実施設計を完了する (黒川紀章建築都市設計事務所)。起工・昭和 56 年 8 月 21 日、竣工・昭和 57 年 8 月 21 日 7 月・図書館の電算システムを検討するため、杉並区電子計算組織運営委員会・図書館システム部会が発足する(昭和 57 年 5 月、図書館システム報告書を提出)。
昭和 57 年 (1982)	電算システム機種決定 中央図書館の開館 図書館協議会の設置	10 月・メーカー 4 社の提案書を中心に検討した結果「日本電気株式会社提案の ACOS-250 が適当」と承認を得る。 10 月・10 月 1 日の落成式に続き 5 日をもって開館する。 10 月・杉並区立図書館協議会が発足する。
昭和 58 年 (1983)	電算システムの稼働開始	9 月・中央図書館・移動図書館分の書誌データ登録完了。中央図書館のみ部分稼働開始する。
昭和 59 年 (1984)	電算システムの全面稼働	4 月・地域図書館分を含め全書誌データの登録完了、全面的な稼働を開始する。
昭和 60 年 (1985)	成田図書館の開館	9 月・成田図書館新築落成、9 月 3 日をもって開館する。
昭和 63 年 (1988)	祝日開館の実施 区立図書館の 14 館構想策定	4 月・祝日を開館日とする。これに伴い、館内整理日を毎月 15 日から 14 日に変更する。 11 月・杉並区長期行財政計画で各地域に図書館を 2 館建設することとする。
平成 元年 (1989)	オンライン図書目録の稼働	10 月・中央図書館において、利用者用蔵書検索端末(OPAC)2台が稼働する。
平成 2 年 (1990)	西荻図書館の開館 オンライン図書目録の全館稼働	5 月・西荻図書館新築落成、5 月 5 日をもって開館する。 中央図書館、地域図書館を含めた全館オンライン目録の利用を開始する。
平成 5 年 (1993)	阿佐谷図書館の開館 南荻窪図書館の開館	2 月・阿佐谷図書館新築落成、2 月 11 日をもって開館する。 11 月・南荻窪図書館新築落成、11 月 23 日をもって開館する。
平成 8 年 (1996)	館内整理日の変更	4 月・館内整理日を毎月の第 3 木曜日とする。
平成 9 年 (1997)	下井草図書館の開館	4 月・下井草図書館新築落成、5 月 1 日をもって開館する。
平成 10 年 (1998)	高井戸図書館の開館 移動図書館の運行終了 拠点サービスの開始 図書等の貸出時間延長	1 月・高井戸図書館新築落成、5 月 1 日をもって開館する。 3 月・移動図書館「たびびとくん」の運行が終了する。 7 月・方南小学校(4 日)と馬橋小学校(5 日)に「ふれあい図書室」を開設する。 8 月・図書等の貸出時間を 15 分間延長する。

平成 11 年 (1999)	図書の貸出冊数を増やす 拠点サービスの開始 中央図書館のレイアウト変更 中央図書館にBDS(図書持出 検知装置)を導入	4 月・図書の貸出冊数を 5 冊から 10 冊に増やす。 7 月・善福寺児童館(4 日)に「ふれあい図書室」を開設する。 7 月・視聴覚コーナーを地階から 1 階に移設すると同時に 1 階カウンターで図書、CD 等の貸出・返却のサービスを開始。雑誌コーナーと新聞コーナーを一体化して 閲覧に供する。 7 月・CD に盗難防止テープを貼り、現物配架とする。
平成 12 年 (2000)	杉並区ホームページ開始 インターネット端末機の設置	1 月・図書館の利用案内を杉並区ホームページに掲載する。 11 月・中央図書館参考カウンターにインターネット用端末機を 1 台設置する。
平成 13 年 (2001)	図書館ホームページの開始	11 月・図書館のホームページを開設し、インターネットによる蔵書検索の利用を開始 する。
平成 14 年 (2002)	ブックスタート事業の開始 月曜祝日の開館実施 インターネット予約サービスの 開始	4 月・ブックスタート事業を本格実施する。 4 月・祝日法に規定する休日が月曜日にあたるときは開館し、翌火曜日を休館する。 10 月・インターネットによる予約サービスを開始する。
平成 15 年 (2003)	携帯電話サービスの開始 馬橋ふれあい図書室の移転 図書等の貸出時間延長 杉並区子ども読書活動推進 計画の策定 ボランティアとの協働 年末開館の実施	2 月・携帯電話による蔵書検索サービスを開始する。 3 月・馬橋小学校から馬橋児童館へ図書室を移す。 4 月・図書等の貸出時間を 15 分間延長する(閉館時間までとする)。 10 月・杉並区子ども読書活動推進計画を策定する。 10 月・ふれあい図書室をボランティアとの協働運営とする。 12 月・年末 12 月 28・29・30 日を開館とする(29・30 日は午後 5 時まで)。
平成 16 年 (2004)	メールによる通知サービス・ レファレンスの開始 中央図書館の通年開館化の 実施 区内大学図書館との相互協 力協定を締結 高井戸地域区民センターとの ネットワーク化	3 月・予約図書の引き渡し用意ができた通知をメールで配信するサービス、メールに よるレファレンスサービスを開始する。 4 月・定例休館日を中央図書館は毎月第 3 木曜日、地域図書館は毎週月曜日と毎 週金曜日の 2 グループとした。館内整理日を中央図書館は毎月第 1 木曜日、 地域図書館は毎月第 3 木曜日に変更する。 7 月・区内に所在する大学・短期大学図書館(女子美術大学図書館・高千穂大学図 書館・東京立正短期大学図書館・明治大学図書館・立教女学院短期大学図書 館)と相互協力の協定を締結する。 10 月・高井戸地域区民センター図書室と図書館とのネットワーク構築により区民セン ター図書室からも図書館の利用が可能となり、利用登録・貸出返却・リクエスト 等が行えるようになった。
平成 17 年 (2005)	地域図書館の通年開館化の 実施 成田図書館の運営業務委託 開始 和田図書サービスコーナーの 開設	4 月・定例休館日を全ての図書館で毎月第 3 木曜日に、館内整理日を毎月第 1 月曜 日と毎月第 1 木曜日の 2 グループとし、全館で通年開館を実施する。 4 月・区立図書館で初めて成田図書館の運営を民間委託により開始する。 7 月・和田区民集会所内に図書の貸出・返却に特化したサービスを行う「和田図書 サービスコーナー」を開設する。

平成 17 年 (2005)	方南ふれあい図書室の廃止 利用者用インターネットパソコンの設置 方南図書館の開館	9 月・方南図書館の開設に伴い、方南ふれあい図書室を廃止する。 10 月・電子情報の提供を図るため、中央図書館でインターネットパソコンの利用サービスを開始する。 11 月・方南図書館新築落成、11 月 3 日をもって開館する。開館に併せて運営形態を2館目となる民間委託により開始する。
平成 18 年 (2006)	中央図書館の窓口業務委託開始	4 月・中央図書館業務の一部である窓口業務を民間委託により開始する。
平成 19 年 (2007)	新図書館システムの稼動 杉並区子ども読書活動推進計画の改定 指定管理者による図書館運営開始 南荻窪図書館の運営業務委託開始 高円寺駅前図書サービスコーナーの開設 利用者用インターネットパソコンの全館設置 善福寺ふれあい図書室の廃止 今川図書館の開館	3 月・23 年ぶりとなる新図書館システムを構築し、稼動を開始する。併せて貸出冊数を 10 冊から 15 冊へ増やし、未所蔵図書検索を開始する。 3 月・杉並区子ども読書活動推進計画を改定する。 4 月・阿佐谷地域の図書館(成田図書館・阿佐谷図書館)の運営に指定管理者制度を導入する。 4 月・南荻窪図書館の運営を民間委託し、非常勤職員(館長)を活用した運営を開始する。 5 月・高円寺駅前区民事務所内に図書サービスコーナーを開設する。 8 月・情報検索の場を提供する利用サービスを拡充するため、全図書館に利用者用インターネットパソコンを設置し利用を開始する。 11 月・今川図書館の開設に伴い、善福寺ふれあい図書室を廃止する。 12 月・今川図書館新築落成、12 月 16 日をもって開館する。開館に併せて運営を民間委託し、非常勤職員(館長)を活用した運営を開始する。
平成 20 年 (2008)	非常勤職員を活用した運営開始	4 月・永福図書館・宮前図書館において、非常勤職員を活用した運営を開始する。
平成 21 年 (2009)	図書館経営評価の実施 下井草図書館の運営業務委託開始 非常勤職員を活用した運営開始	1 月・図書館経営評価実施要綱に基づき前年度事業を対象とした評価を実施し、図書館協議会の意見提言を含め公表する。 4 月・下井草図書館の運営を民間委託し、非常勤職員(館長)を活用した運営を開始する。 4 月・柿木図書館において、非常勤職員を活用した運営を開始する。
平成 22 年 (2010)	杉並区子ども読書活動推進計画の改定 指定管理者による図書館運営開始	3 月・杉並区子ども読書活動推進計画を改定する。 4 月・高井戸地域の図書館(宮前図書館・高井戸図書館)及び方南和泉地域の図書館(永福図書館・方南図書館)の運営に指定管理者制度を導入する。
平成 23 年 (2011)	「あかちゃんタイム」の実施	10 月・中央図書館で 8 月から試行的に開始した「あかちゃんタイム」を本格実施する。
平成 24 年 (2012)	図書館運営状況評価の実施	1 月・これまでの経営評価を一旦休止し、新たな評価手法による評価を実施するまでの間、別の評価方法で評価を実施し公表する。

平成 24 年 (2012)	図書館システムの入替え	10 月・図書館システムの入替え及びサービスの変更を行う。
平成 25 年 (2013)	杉並区子ども読書活動推進 計画の改定 杉並区立図書館サービス基 本方針の策定	3 月・杉並区子ども読書活動推進計画を改定する。 3 月・杉並区立図書館サービス基本方針を策定する。
平成 26 年 (2014)	アンネ・フランク関連図書資料 毀損事件が発生 杉並区立施設再編整備計 画(第一期)第一次実施プラ ンの策定 アンネのバラ植樹	2 月・アンネ・フランク関連図書資料毀損事件が発生し、当区では 121 冊の被害を確 認。被害発表後、イスラエル大使館、アンネ・フランク・ハウス財団をはじめ、全 国から関連図書の寄贈が寄せられる。3 月に入り、寄贈図書の展示を行う。 3 月・杉並区立施設再編整備計画(第一期)第一次実施プランが策定される(図書 サービスコーナーの新設、中央図書館改修等)。 6 月・アンネ・フランク関連図書の毀損事件発生後、多くの方々から寄せられた支援 に感謝するとともに、平和な世界を願ったアンネの思いがより多くの人々に広が っていくことを祈念し、中央図書館で「アンネのバラ」の植樹と式典を行う。
平成 27 年 (2015)	桜上水北図書サービスコー ナーの開設 高円寺駅前図書サービスコー ナーの再開	5 月・永福和泉区民事務所桜上水北分室廃止後の施設として、桜上水北図書サー ビスコーナーを開設する。 6 月・高円寺駅前区民事務所廃止に伴い、1 月から高円寺北区民集会所内に臨時 窓口を開設していた高円寺駅前図書サービスコーナーを、改修工事の終了に 伴い以前の場所で再開する。
平成 28 年 (2016)	新たな評価手法による図書館 運営状況評価の実施 電子情報サービスへの対応 方針の策定 蔵書規模の適正化に係る方 針の策定 杉並区子ども読書活動推進 計画の改定	3 月・図書館協議会の了承(平成 24 年 12 月)を得た新たな評価手法により、前年度 事業を対象とした評価を実施し、図書館協議会の意見提言を含め公表する。 3 月・図書館の電子情報サービスへの対応方針を策定する。 3 月・区立図書館における蔵書規模の適正化に係る方針を策定する。 4 月・杉並区子ども読書活動推進計画を改定する。
平成 29 年 (2017)	杉並区立中央図書館改修基 本計画の策定 図書館システムの入替え	8 月・平成 31 年度に実施する中央図書館の改修工事に関するコンセプトや方向性、 工事概要を示した杉並区立中央図書館改修基本計画を策定する。 10 月・図書館システムの入替え及びサービスの変更を行う。
平成 30 年 (2018)	杉並区子ども読書活動推進 計画の改定	3 月・杉並区子ども読書活動推進計画を改定する。
平成 31 年 (2019)	中央図書館が大規模改修工 事のため休館 荻窪臨時図書窓口の開設	4 月・中央図書館が大規模改修工事のため休館(平成 31 年 4 月から令和 2 年 8 月 末まで)。 4 月・中央図書館休館中の臨時窓口として、荻窪臨時図書窓口を開設して、一部業 務を実施する。
令和 2 年 (2020)	新型コロナウイルス感染症へ の対応に伴う臨時休館、一部 サービスの中止	3 月 9 日～ 3 月 31 日 休館 4 月 1 日～ 4 月 8 日 一部サービス再開 4 月 9 日～ 5 月 31 日 休館(5 月 27 日から段階的に一部サービス再開)

令和 2 年 (2020)	指定管理者による図書館運営開始 荻窪臨時図書窓口の廃止 中央図書館のリニューアルオープン	4 月・南荻窪図書館・下井草図書館・今川図書館の運営に指定管理者制度を導入する。 8 月・中央図書館リニューアルオープンに伴い、荻窪臨時図書窓口を廃止する。 9 月・大規模改修工事を経て、中央図書館がリニューアルオープンする。
令和 3 年 (2021)	永福図書館の移転開館	4 月・コミュニティふらっと永福との複合施設として、永福図書館が移転開館する。
令和 4 年 (2022)	杉並区子ども読書活動推進計画の改定	5 月・杉並区子ども読書活動推進計画を改定する。
令和 5 年 (2023)	杉並区立図書館サービス基本方針の策定 所蔵資料への IC タグ貼付作業を開始	3 月・新たな杉並区立図書館サービス基本方針を策定する。 7 月・IC タグシステムによる図書館サービス(自動貸出機等)導入のため、所蔵資料への IC タグ貼付作業を開始する。
令和 6 年 (2024)	中央図書館に自動貸出機を設置 杉並区子ども読書活動推進計画の改定 中央図書館に座席予約システム導入	2 月・中央図書館に IC タグを活用した自動貸出機を設置する。 5 月・杉並区子ども読書活動推進計画を改定する。 9 月・中央図書館 2 階「調べもの室」の閲覧席 48 席に座席予約システムを導入する。
令和 7 年 (2025)	自動貸出機を全館に設置 図書館ホームページのリニューアル 高円寺図書館の移転開館 中央図書館・高円寺図書館に予約本コーナーを開設 高円寺駅前図書サービスコーナーの移転開設 セキュリティーゲート導入が全館で完了	2 月・IC タグを活用した自動貸出機の利用を全館で開始する。 3 月・図書館ホームページのリニューアルを行う。 4 月・コミュニティふらっと高円寺南との複合施設として、高円寺図書館が移転開館し、指定管理者制度を導入する。 4 月・中央図書館・高円寺図書館に、予約本コーナーを開設し、IC タグを活用したセルフ受取サービスを開始する。 7 月・高円寺駅前図書サービスコーナーが移転開設する。 11 月・IC タグを利用したセキュリティーゲートの導入が全館で完了
令和 8 年 (2026)	杉並区デジタルアーカイブの運用開始	2 月・区が保存する地域資料(写真・地図・行政資料ほか)・文化財などをインターネット上で検索・閲覧ができる杉並区デジタルアーカイブの運用開始

VII 法・条例・規則等

図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

最終改正:令和五年十二月十三日号外法律第八十六号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム等の収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除〔昭和六〇年七月法律九〇号〕

（職員）

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除〔平成二〇年六月法律五九号〕

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除〔平成一一年七月法律八七号〕

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除〔昭和四二年八月法律一二〇号〕

(都道府県教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附則〔令和五年十二月十三日法律第八六号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、官報の発行に関する法律(令和五年法律第八十五号)の施行の日〔令和七年四月一日〕から施行する。

杉並区立図書館条例（昭和 57 年 7 月 1 日条例第 26 号）

東京都杉並区立図書館条例(昭和 25 年 11 月杉並区条例第 10 号)の全部を改正する。

（設置）

第1条 杉並区に図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、杉並区立図書館（以下「図書館」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
杉並区立中央図書館	杉並区荻窪三丁目40番23号
杉並区立永福図書館	杉並区永福三丁目51番17号
杉並区立柿木図書館	杉並区上井草一丁目6番13号
杉並区立高円寺図書館	杉並区高円寺南二丁目40番24号
杉並区立宮前図書館	杉並区宮前五丁目5番27号
杉並区立成田図書館	杉並区成田東三丁目28番5号
杉並区立西荻図書館	杉並区西荻北二丁目33番9号
杉並区立阿佐谷図書館	杉並区阿佐谷北三丁目36番14号
杉並区立南荻窪図書館	杉並区南荻窪一丁目10番2号
杉並区立下井草図書館	杉並区下井草三丁目26番5号
杉並区立高井戸図書館	杉並区高井戸東一丁目28番1号
杉並区立方南図書館	杉並区方南一丁目51番2号
杉並区立今川図書館	杉並区今川四丁目12番10号

付記

- 1 杉並区立永福図書館は、杉並区立コミュニティふらっと永福との複合的施設として設置する。
- 2 杉並区立高円寺図書館は、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南との複合的施設として設置する。

（事業）

第2条 図書館は、次の事業を行う。

- (1) 図書館法第3条各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、杉並区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業（休館日及び開館時間）

第3条 図書館の休館日及び開館時間は、杉並区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める。

（利用の制限等）

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 図書館の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼしたとき。
- (2) 委員会の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により図書館の利用ができなくなつたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めたとき。

（損害賠償の義務）

第5条 利用者は、図書館の資料、施設、設備等に損害を与えた場合は、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（協議会の設置）

第6条 図書館運営における区民の参画を推進し、透明性を確保するとともに、図書館サービスの一層の向上を図るため、図書館法第14条第1項の規定に基づき、杉並区立中央図書館に杉並区立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の組織）

第7条 協議会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する委員13人以内をもつて組織する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者 6人以内
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人
- (3) 学識経験のある者 3人以内
- (4) 区民 3人以内

(委員の任期)

第8条 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(指定管理者による管理)

第10条 委員会は、図書館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、図書館の管理の業務のうち次に掲げるもの(以下「管理の業務」という。)を行わせることができる。

(1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 第4条の規定により、同条第1号若しくは第3号に該当するとき、利用者が指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めたときに、図書館の利用を制限し、又は停止すること。

(3) 図書館の施設及び設備の維持管理(大規模の修繕を除く。)に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

(管理の業務を行うことができない法人等)

第10条の2 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下この条において「無限責任社員等」という。)となつている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等となつている法人その他の団体(杉並区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。)は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

3 委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員(以下この項において「委員等」という。)が無限責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

(指定管理者の指定)

第11条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、委員会規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができる」と認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

(2) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

(3) 図書館の効用を最大限に発揮するとともに、教育及び文化の発展を図ることができること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会規則で定める基準

(指定管理者の告示)

第12条 委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、委員会規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(協定の締結)

第14条 委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 管理の業務の実施及びその報告に関する事項

(2) 個人情報の取扱いその他の図書館の管理の基準に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

2 従前の東京都杉並区立図書館(東京都杉並区立杉並図書館(以下「杉並図書館」という。))を除く。)は、この条例による東京都杉並区立図書館となり、同一性を持って存続するものとする。

- 3 従前の杉並図書館に係る事業は、昭和57年10月1日以後においては東京都杉並区立中央図書館が承継するものとする。
- 4 東京都杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年3月杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和6年3月18日条例第16号)

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において杉並区教育委員会規則で定める日から施行する。

(令和6年教委規則第12号で令和7年4月1日から施行)

杉並区立図書館運営規則（昭和 57 年 9 月 29 日教委規則第 21 号）

東京都杉並区立図書館条例施行規則(昭和 42 年 10 月杉並区教育委員会規則第 3 号)の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、杉並区立図書館条例(昭和57年杉並区条例第26号。以下「条例」という。)に基づき、杉並区立図書館(以下「図書館」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

2 図書館は、図書館資料及び視聴覚機材(以下「図書館資料等」という。)を区民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等の活動に資する。

3 図書館は、区民の図書館資料等の利用に従い、知り得た個人的秘密の保護に留意しなければならない。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 図書館資料 図書等及び視聴覚資料をいう。

(2) 図書等 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、紙芝居、点字資料等をいう。

(3) 点字資料 点字刊行物、点字図書、障害者用録音テープその他点字関係資料をいう。

(4) 視聴覚資料 映画フィルム、レコード、カセットテープ及びコンパクトディスクをいう。

(5) 視聴覚機材 16ミリ映写機及びスクリーンをいう。

（委員会が必要と認める事業）

第3条 条例第2条第2号に規定する委員会が必要と認める事業とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 視聴覚機材の管理及び貸出し

(2) 視力障害者に対する図書等の朗読、録音等

(3) 地域・家庭文庫の支援

(4) その他必要な事業

（開館時間等）

第4条 開館時間は、次のとおりとする。ただし、杉並区教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(1) 平日 午前9時から午後8時まで。ただし、杉並区立永福図書館、杉並区立高円寺図書館及び杉並区立今川図書館については、午前9時から午後9時まで

(2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) 午前9時から午後5時まで。ただし、杉並区立永福図書館及び杉並区立高円寺図書館については、午前9時から午後9時まで

(3) 12月29日及び12月30日 午前9時から午後5時まで

2 図書館内の各施設の利用時間は、別に定める。

（休館日）

第5条 休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時休館日を定めることができる。

(1) 定例休館日 次の表の左欄に掲げる図書館についてそれぞれ同表右欄に掲げる日

図書館名	定例休館日
杉並区立中央図書館 杉並区立永福図書館 杉並区立宮前図書館 杉並区立成田図書館 杉並区立西荻図書館 杉並区立下井草図書館	毎月の第1木曜日及び第3木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日（土曜日及び日曜日を除く。）
杉並区立柿木図書館 杉並区立高円寺図書館 杉並区立阿佐谷図書館 杉並区立南荻窪図書館 杉並区立高井戸図書館 杉並区立方南図書館 杉並区立今川図書館	毎月の第1月曜日及び第3木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 年始 1月1日から同月4日まで

(3) 年末 12月31日

(4) 特別整理期間 年1回15日以内

(利用登録)

第6条 図書館において図書館資料等の個人貸出し又は団体貸出しを受けようとするものは、利用登録をしなければならない。

2 個人貸出しの利用登録は、次に掲げる者について行うものとする。

(1) 杉並区内に住所を有する者

(2) 杉並区内の事務所又は事業所に勤務する者

(3) 杉並区内の学校に在学する者

(4) 杉並区に隣接する区又は市に住所を有する者

(5) 杉並区立中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）が特に認める者

3 団体貸出しの利用登録は、杉並区内の官公署、学校、社会教育関係団体その他中央図書館長が認める団体について行うものとする。

4 中央図書館長は、利用登録したものに、杉並区立図書館利用カード（以下「利用カード」という。）を交付する。

5 利用カードの交付を受けたものは、利用カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

6 利用登録に関する手続きその他の事項については、別に定める。

（貸出し）

第7条 図書館資料等の貸出しは、利用カードを提示して行うものとする。

2 貸出しのできる図書館資料等の種別、数量及び期間は、個人貸出しの場合は、別表第1のとおりとし、団体貸出しの場合は、別表第2のとおりとする。

（貸出種別等の変更）

第8条 前条の規定にかかわらず、中央図書館長は、必要があると認めるときは、臨時に図書館資料等の貸出種別、数量並びに期間を変更することができる。

（図書館資料等の利用制限）

第9条 図書館資料等のうち、中央図書館長が別に定めるものについては、館内利用及び貸出しを制限することができる。

(利用の制限)

第10条 図書館の各館長(以下「各館長」という。)は、条例第4条第1号から第4号までの規定に該当する利用者について、図書館の利用を制限し、又は停止することができる。

2 条例第4条第4号に規定する委員会が特に必要と認めたときは、利用者が図書館資料等の返還を怠り、又は督促しても返還しないときとする。

(受贈)

第11条 図書館は、図書館資料等の寄贈を受けることができる。

(指定管理者の指定方法等)

第12条 条例第11条第1項に規定する規則で定める方法は、特別の事情があると委員会が認める場合を除き、公募による方法とする。

2 条例第11条第2項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款その他これに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 図書館の管理の業務の実績を記載した書類
- (5) 収支予算書、収支決算書その他の経営状況に関する書類
- (6) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第13条 条例第11条第3項第4号の委員会規則で定める基準とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第4条に規定する専門的職員及び図書館の運営に相当の知識と経験を持つ者を十分に確保できること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、図書館の適正な管理を行うために杉並区教育委員会事務局共創教育担当部長が定める基準

(事業報告書)

第14条 条例第13条に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 条例第10条に規定する管理の業務の実施状況
- (2) 管理する図書館の利用状況
- (3) 管理の業務に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(指定管理者に関する準用規定)

第15条 第10条の規定は、条例第10条の規定により同条各号に規定する業務を指定管理者が行う場合に準用する。この場合において、第10条中「図書館の各館長(以下「各館長」という。)」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(令和8年2月25日教委規則第6号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

図書館資料種別		貸出数量	貸出期間
図書等	図書	1人につき合計15冊(組)以内	15日以内。ただし、中央図書館長が必要と認める場合は、22日以内
	紙芝居		
	点字図書 障害者用録音テープ	中央図書館長がその都度定める。	中央図書館長がその都度定める。
視聴覚資料	レコード	1人につき合計4枚(巻)以内	15日以内。ただし、中央図書館長が必要と認める場合は、22日以内
	カセットテープ		
	コンパクトディスク		

別表第2(第7条関係)

図書館資料及び視聴覚機材種別		貸出数量	貸出期間
図書等	図書	図書と紙芝居とで1団体につき100冊(組)以内	2箇月以内
	紙芝居		
	点字図書 障害者用録音テープ	中央図書館長がその都度定める。	中央図書館長がその都度定める。
視聴覚資料	映画フィルム	1団体につき5巻(本)以内	5日以内
視聴覚機材	16ミリ映写機	中央図書館長がその都度定める。	5日以内
	スクリーン		

杉並区立図書館協議会規則（昭和57年9月29日教委規則第22号）

（趣旨）

第1条 この規則は、杉並区立図書館条例（昭和57年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）第6条に基づく杉並区立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、図書館サービスの成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な杉並区立図書館（以下「図書館」という。）の運営に資するため、図書館の経営評価その他の図書館政策について、杉並区立中央図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応じるとともに、意見を述べ、又は提言を行うものとする。
（館長の責務）

第3条 館長は、前条の諮問の答申、意見及び提言を尊重し、図書館運営に反映させるよう努めなければならない。

（委員）

第4条 条例第7条第1号に規定する委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- （1）学校教育の関係者 2人
- （2）杉並区内に事務所を有する社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）の関係者 1人
- （3）杉並区社会教育委員 1人
- （4）区内大学図書館の関係者 1人
- （5）図書館利用者団体の関係者 1人

2 杉並区教育委員会（以下「委員会」という。）は、条例第7条第4号に規定する委員を公募するものとする。
（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議の招集）

第6条 会議は、会長が招集する。

（定足数及び議決）

第7条 会議は、委員の半数以上の出席をもつて成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

（委員の解嘱）

第8条 委員会は、委員に特別の理由があると認めたときは、任期中であつてもその委嘱を解くことができる。

（関係者の出席等）

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

2 協議会は、館長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（部会）

第9条の2 協議会に、図書館の運営その他の専門的事項について審議するため、部会を置くことができる。

（庶務）

第10条 協議会の庶務は、杉並区立中央図書館において行う。

（委任）

第11条 この規則の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日教委規則第27号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に在職する杉並区立図書館協議会の委員については、なお従前の例による。

杉並区立図書館処務規則（昭和 57 年 9 月 29 日教委規則第 17 号）

東京都杉並区立図書館処務規則(昭和 44 年4月杉並区教育委員会規則第6号)の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、杉並区立図書館（指定管理図書館を除く。以下「図書館」という。）に関する事務を処理するため、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。

（係等の設置）

第2条 杉並区立中央図書館（以下「中央図書館」という。）に次の係及び担当係長を置く。

管理係

企画運営係

施設整備担当係長

資料相談係

事業係

（分掌事務）

第3条 中央図書館の係及び担当係長並びに中央図書館を除く他の図書館（以下「地域図書館」という。）の分掌事務は次のとおりとする。

管理係

- （1）中央図書館の公印の管守に関する事。
- （2）中央図書館の文書の收受、発送及び保存に関する事。
- （3）図書館施設の管理に関する事。
- （4）図書館の経理に関する事。
- （5）図書館職員の服務及び研修に関する事。
- （6）図書館の広報に関する事。
- （7）図書館協議会に関する事。
- （8）図書館に係る調査及び統計に関する事。
- （9）車両の管理及び運行に関する事。
- （10）その他他の係及び担当係長並びに地域図書館に属さない事。

企画運営係

- （1）図書館サービスの企画、実施及び総合調整に関する事。
- （2）地域図書館の統括に関する事。
- （3）地域図書館の指定管理化に関する事。
- （4）図書館経営評価及びモニタリングに関する事。
- （5）第三者評価に関する事。
- （6）区内大学図書館との連携の推進に関する事。
- （7）子ども読書活動推進計画に関する事。
- （8）図書サービスコーナーの運営に関する事。
- （9）図書館の電子化（デジタルアーカイブを除く。）の推進に関する事。
- （10）図書館システムの運用に関する事。
- （11）図書館ホームページの管理及び運用に関する事。

施設整備担当係長

- （1）図書館の改築等に関する事。
- （2）図書館の建築計画に関する事。

資料相談係

- （1）図書館資料の選定、収集、保存及び廃棄に関する事。
- （2）図書館資料の受贈に関する事。
- （3）図書等の相互貸借に関する事。

- (4) 図書館資料の利用案内及び利用相談に関する事。
- (5) 利用者の調査研究活動への支援に関する事。
- (6) 杉並資料室及び参考図書室に関する事。
- (7) デジタルアーカイブの推進に関する事。

事業係

- (1) 読書活動の推進及び読書環境の整備充実に関する事。
- (2) 読書会、講演会、研究会等の実施及び図書館資料の展示に関する事。
- (3) 団体貸出しに関する事。
- (4) 学校図書館との連携協力に関する事。
- (5) 障害者に対するサービスの推進に関する事。
- (6) NPO、ボランティア等との協働の推進に関する事。
- (7) 地域・家庭文庫への支援に関する事。
- (8) ふれあい図書室の運営に関する事。
- (9) 視聴覚教材の管理及び貸出しに関する事。

地域図書館

- (1) 地域図書館の公印の管守に関する事。
 - (2) 地域図書館の文書の収受、発送及び保存に関する事。
 - (3) 地域図書館施設の管理に関する事。
 - (4) 図書館資料の館内利用及び貸出しに関する事。
 - (5) 図書等の相互貸借に関する事。
 - (6) 図書館資料の利用案内及び利用相談に関する事。
 - (7) 利用者の調査研究に対する支援に関する事。
 - (8) ブックスタート事業に関する事。
 - (9) 読書会、講演会、研究会等に関する事。
 - (10) 図書館資料の選定及び収集に関与する事。
 - (11) その他地域図書館サービスに関する事。
- 2 杉並区立図書館運営規則(昭和57年杉並区教育委員会規則第21号)第2条に規定する用語の意義は、前項について準用する。
- (職員)

第4条 中央図書館に館長(以下「中央図書館長」という。)を、係に係長を置く。

- 2 地域図書館に館長(以下「地域図書館長」という。)を置く。
- 3 第2条に定めるもののほか、中央図書館に担当係長を置くことができる。
- 4 係(担当係長を含む。)及び地域図書館に主査を置くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、図書館に必要な職員を置く。
- 6 前項の職員は、中央図書館の職員のうちから中央図書館長が配属する。

(職責)

第5条 中央図書館長は、杉並区教育委員会事務局共創教育担当部長(以下「共創教育担当部長」という。)の命を受け、図書館の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

- 2 係長及び担当係長は、中央図書館長の命を受け、係の事務又は担当の事務を処理する。
- 3 地域図書館長は、中央図書館長の命を受け、地域図書館の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 主査は、中央図書館長の命を受け、係若しくは担当係長又は地域図書館の事務のうち、専門的な事務等を処理する。
- 5 前各項以外の職員は、上司の命を受け、図書館の事務に従事する。

(報告)

第6条 中央図書館長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、共創教育担当部長に報告しなければならない。

- (1) 前月中の職員の勤務状況
- (2) 前月中の事業の実績及び概要
- 2 地域図書館長は、毎月5日までに、前項各号に掲げる事項について、中央図書館長に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項は、その都度報告しなければならない。
(準用)

第7条 この規則に定めるものを除いては、杉並区教育委員会事務局に適用される規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に図書館に勤務する職員(第4条第5項に規定する職員に限る。)は、別に辞令を
発せられない限り、中央図書館勤務を命ぜられ、中央図書館長が、それぞれ配属したものとする。

附 則(令和8年2月25日教委規則第5号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

図書館の自由に関する宣言(主文)

1979 年改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1979 年 5 月 30 日

日本図書館協会総会決議



杉並区立図書館ホームページ <https://www.library.city.suginami.tokyo.jp>



杉並区の図書館～図書館要覧～

令和8年度版

令和8年9月発行

編集・発行 杉並区立中央図書館

〒167-0051

杉並区荻窪三丁目40番23号

電話 03-3391-5754

杉並区公式ホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s116/28120.html>

登録印刷物番号

08-0037

